



税金を 払わない 巨大企業

～公正な税制で
社会保障の充実を～

2015.02.15.Sun

14:00 ▶ 17:00

主婦会館プラザエフ(東京・四谷)地下2階クラルテ

主催:公正な税制を求める市民連絡会(仮称)準備会

共催:反貧困ネットワーク

事務局連絡先

埼玉総合法律事務所 さいたま市浦和区岸町7121東和ビル4階
弁護士 猪股 正 TEL.048-862-0355 FAX.048-866-0425

緊急市民シンポジウム

参加無料

税金を払わない巨大企業

～公正な税制で社会保障の充実を～

日時 2015年2月15日(日)14:00~17:00

場所 主婦会館プラザエフ(東京・四谷)地下2階クラルテ



基調講演「公正な税制のあり方と社会保障の充実を考える」



講師 富岡幸雄

略歴 1925年生まれ 中央大学名誉教授、国税庁大蔵事務官、
国税実査官を経て、中央大学商学部教授、通産省中小企業
承継税制問題研究会座長、政府税制調査会特別委員等を歴任。
著書に「税金を払わない巨大企業(文春新書)」、税務会計学
講義(中央経済社)など

子育て、年金、介護、教育、生活保護など国民誰もが社会保障の充実賛成であるにもかかわらず、財源が無い
ことでその全てが切り捨てられようとしています。本当に財源は無いのでしょうか。

巨大企業や富裕層は応能に負担すれば財源はあるのではないのでしょうか。

税に70年近く携わり、税の表も裏も知り尽くした、日本のトマ・ピケティともいべき富岡幸雄が、日本の財政
や税制を真に改革するための乾坤一擲の遺言として開催する必見の講演!

ゲストスピーカー 竹信三恵子(ジャーナリスト、『ピケティ入門』著者)
浦野広明(立正大学客員教授)
合田寛(公益財団法人政治経済研究所理事)
菅隆徳(税理士)
武田知弘(経済ジャーナリスト)
他

当事者報告 子育て、奨学金・ブラック企業、年金・介護、生活保護、住宅問題、給付を求める司法修習生
など、各当事者からの訴え。

主催：公正な税制を求める市民連絡会(仮称)準備会

共催：反貧困ネットワーク

呼びかけ人代表



宇都宮健児
(弁護士・元日本弁護士連合会会長)



新里宏三
(弁護士・ブラック企業被害対策
弁護団副代表)



雨宮処凛
(作家・活動家)



赤石千衣子
(反貧困ネットワーク世話人)



水谷英三
(司法書士・奨学金問題対策全国
会議幹事)

事務局連絡先 埼玉総合法律事務所 さいたま市浦和区岸町7121 東和ビル4階
弁護士猪股正 電話 048(862)0355 FAX 048(866)0425

タイムスケジュール

開会あいさつ(5分)

14:00～14:05 宇都宮 健児(弁護士・元日本弁護士連合会会長)

基調講演「公正な税制のあり方と社会保障の充実を考える」(60分)

14:05～15:05 講師 富岡 幸雄(中央大学名誉教授)

休憩(10分)

15:05～15:15

ゲストスピーカーの報告(60分)

15:15～15:25 竹信 三恵子(ジャーナリスト・『ピケティ入門』著者)

15:25～15:35 浦野 広明(立正大学客員教授)

15:35～15:45 合田 寛(公益財団法人政治経済研究所理事)

15:45～15:55 菅 隆徳(税理士)

15:55～16:05 武田 知弘(経済ジャーナリスト)

16:05～16:15 会場発言

当事者報告(25分)

16:15～16:20 「シングルマザー(介護労働者)」

16:20～16:25 「障がい者」

16:25～16:30 「奨学金」

16:30～16:35 「生活保護」

16:35～16:40 「司法修習生」

閉会あいさつ・まとめ(10分)

16:40～16:50 大内 裕和(奨学金問題対策全国会議共同代表、中京大学教授)

司会 雨宮 処凛(作家・活動家)

水谷 英二(司法書士)

2015年1月20日

緊急市民シンポジウム「税金を払わない巨大企業 ～公正な税制で社会保障の充実を～」への参加の呼びかけ

公正な税制を求める市民連絡会（仮称）準備会

呼びかけ人 宇都宮 健児（弁護士・元日本弁護士連合会会長）
同 新里 宏二（弁護士・ブラック企業被害対策弁護団副団長）
同 赤石 干衣子（反貧困ネットワーク世話人）
同 雨宮 処凛（作家・活動家）
同 水谷 英二（司法書士・奨学金問題対策全国会議幹事）

事務局連絡先：さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階
埼玉総合法律事務所 弁護士 猪俣 正
電話 048(862)0355
FAX 048(866)0425

来たる2月15日（日）午後2時より主婦会館プラザエフ（東京・四谷）地下2階クラルテにおいて、「公正な税制を求める市民連絡会（仮称）準備会」が主催して、緊急市民シンポジウム「税金を払わない巨大企業～公正な税制で社会保障の充実を～」を開催しますので、この問題に関心のある多くの市民・団体の参加を呼びかけます（詳細は別紙チラシ参照）。

安倍政権は2017年4月には消費税を10%へ引き上げることを決めています。消費税増税は、社会保障の充実のためあるいは国の財政健全化のために必要であると、説明されてきています。

しかしながら、社会保障の充実や国の財政健全化のために消費税増税が必要だというのであれば、何故、1989年に3%の消費税導入直後あるいは1997年の5%への消費税引き上げ直後に、法人税と所得税が引き下げられてきたのでしょうか。

2014年4月に消費税が8%に引き上げられた際も、現在約35%の法人税の実効税率を数年で20%台に引き下げる方針を決めています（経済運営の基本方針『骨太の方針2014』）。

テレビ・新聞などほとんどのマスコミが、社会保障を充実させるためあるいは財政健全化のためには、引き上げ時期については意見の違いがあっても、一致して消費税増税に頼るしかないかのような報道をしています。

しかしながら、消費税は中小企業や低所得者層にとって苛酷な税制であり、貧困と格差を益々拡大させる税制です。

税制の専門家である富岡幸雄中央大学名誉教授によれば、大企業には、外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度、研究開発減税、グリーン投資減税、受取配当金益金不算入制度、欠損金の繰越し制度などの優遇措置があるため、法人税の実効税率通り法人税を支払っている大企業は極めて少ないということです（『税金を払わない巨大企業』富岡幸雄著、文春新書）。

トヨタ自動車は、欠損金の繰越し制度などにより、豊田章男現社長が2009年に社長になった以降、5年間も法人税を払っていなかったのですが、2014年3月期決算でようやく6年ぶりに法人税を納めています。

さらに、輸出企業であるトヨタ自動車は、毎年1500億円から2000億円の消費税還付金を受け取っています。消費税が引き上げられれば、トヨタ自動車など輸出企業に支払われる還付金も増えることになります。

また、富裕層の税金も、証券優遇税制や所得税の最高税率の引き下げ（1980年当時の所得税の最高税率は75%でしたが、現在は40%となっています）などにより軽減されてきています。

わが国では貧困と格差が拡大する一方で、一部の富裕層や大企業に富が集中するようになってきています。貧困と格差の拡大を解消するには、課税においては応能負担原則を貫き、富裕層や大企業に対する課税を強化し、社会保障制度を通じて富を再分配することが求められています。このことは、フランスの経済学者トマ・ピケティが、今話題の書『21世紀の資本』でも指摘しているところです。

いずれにしても社会保障の財源や財政の健全化を消費税増税だけに頼るのは、全く不公正・不公平であると言わねばなりません。

そこで、私たちは、わが国で広がる貧困と格差を是正するため、応能負担原則に基づく公正な税制の確立や社会保障制度を充実させることにより富を再分配することをめざす市民運動を広げていくことが必要であると考え、現在「公正な税制を求める市民連絡会（仮称）準備会」をつくり活動を進めているところです。この問題に関心のある多くの市民・団体の参加を呼びかけるものです。

呼びかけ団体

奨学金問題対策全国会議
生活保護問題対策全国会議
利息制限法金利引下実現全国会議

呼びかけ人

宇都宮健児 (弁護士・元日本弁護士連合会会長)
新里宏二 (弁護士・ブラック企業被害対策弁護団副代表)
雨宮処凛 (作家、活動家)
赤石千衣子 (反貧困ネットワーク世話人)
甲斐道太郎 (大阪市立大学名誉教授)
稲葉剛 (住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人)
大内裕和 (奨学金問題対策全国会議共同代表・大学教授)
柴田武男 (聖学院大学教授)
竹下義樹 (日本盲人会連合会長・弁護士)
尾藤廣喜 (生活保護問題対策全国会議代表幹事・弁護士)
脇田 滋 (非正規労働者の権利実現全国会議代表幹事・大学教授)
水谷英二 (司法書士・奨学金問題対策全国会議幹事)

反貧困活動の弁護士らが連絡会

貧富格差是正へ

公正税制を提言

貧しい人が増える一方、富裕層が税で優遇され、貧富の格差が広がっているとして、弁護士や反貧困を訴える市民らが「公正な税制を求める市民連絡会(仮称)」を設立する。宇都宮健児弁護士らが二十日、会見し「税の決定過程や使われ方を監視し、税制改革を提言したい」と訴えた。準備会をつくってさまざまな団体や個人に参加を呼びかけ、その後正式に発足させる。

呼び掛け人は宇都宮弁護士士のほか、新里宏二弁護士、水谷英二司法書士、反貧困ネットワーク世話人の赤石千衣子さん、作家の雨宮処凛さんの計五人。

会見で宇都宮弁護士は「消費税は低所得者や中小企業ほど負担感が強く、格差をますます拡大する。消費税を上げるのに法人税を

下げるのは納得がいかなしい」と話した。さらに「赤字を翌年以降に繰り越して法人税を大幅に軽減できたり、輸出企業は国から消費税の還付を受けられたりできる」と、主に大企業を対象にした優遇策を批判した。赤石さんは「経済成長と

人がもつと持てるようになり、多くの人にはちっとも滴り落ちてこない。食べるものも十分でないという子どもが増えている」と指摘。所得の高い人が税を多く負担し、持たざる者に再分配するという機能が弱体化している。税の仕組みは難しく、お上が決めること



「税の決定過程や使われ方を監視したい」と話す宇都宮健児弁護士(左)と東京・霞が関で

「公正な税制を求める市民連絡会 準備会」に口出しできないというのではまずい時代。多様な意見を議論する場をつくりたい」と訴えた。

呼び掛け人らは二月十五日午後一時五時、「税金を払わない巨大企業」と題したシンポジウムをJR四ツ谷駅近くの主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)で開く。講師は富岡幸雄・中央大名管教授。参加無料。申し込み不要。

問い合わせは、事務局の埼玉総合法律事務所・猪股正弁護士(電話048(862)0355)へ。

巨大企業が正しく納税すれば消費税増税は必要ない

——税制公正化への魂の覚醒を求めて

●中央大学名誉教授・商学博士



富岡 幸雄 とみおか ゆきお

旧制横浜高商在学中に学徒出陣。国税庁に勤務しながら1950年中央大学法学部卒業、同大学院商学研究科修了。1960年中央大学商学部助教授、1965年教授。米国カリフォルニア大学客員教授、中央大学経理研究所長、放送大学客員教授、日本商工会議所税制専門委員、政府税制調査会特別委員を歴任。現在、富岡総研代表、税務会計研究学会顧問、日本租税理論学会理事。主な著書に『税務会計学』(1978、森山書店)、『決算政策の税務管理』(1979、税務経理協会)、『背信の税制』(1992、講談社)、『税制再改革の基本構想』(1994、ぎょうせい)、『事業推進型承継税制への転換』(2001、ぎょうせい)、『税務会計学原理』(2003、中央大学出版部、日本会計研究学会2004年度太田・黒澤賞受賞)、『新版・税務会計学講義第3版』(2013、中央経済社)、『税金を払わない巨大企業』(2014、文藝春秋)

- 初めて暴かれた巨大企業の「避税」の凄まじい手口と秘策の実態を企業の実名を挙げて徹底検証。
- 拙著『税金を払わない巨大企業』(文春新書)発行後に開発した最新の研究成果を本誌に発表——
①巨大企業46社の利益・納税額と実効税負担率の実態、②巨大企業の平均税負担が法定税率の半分以下の状況、③法人税の欠陥の是正で想定できる増収見込額の試算。
- これまで国民が支払った消費税が社会保障や福祉に回らず法人税減税の穴埋めに使われてきた状況の実態分析。
- 巨大企業の正しい納税で消費税廃止と財政再建による国の建てなおしの提案。

日本の有力企業で業績が良いのに「実効税負担率」著しく低い企業の実態を公開

国にとって稼ぎ頭であり大儲けしている巨大企業がグローバル化し、無国籍化して税制の欠陥や抜け穴を巧みに活用、節税をし、時には地球的スケールでの課税逃れをしている。このため日本の税制は空洞化し、財政赤字の原因となっている。

そこで、まずは、私が検証分析した「2013年3月期～2014年3月期の業績が良いのに実効税負担率が著しく低い大企業46社」の実態(表1)を見てほしい。

2013年3月期および2014年3月期の法人の所得に対する税法で定めている「法定正味税率」は「38.01%」(国税の法人税と、地方税の法人住民税、法人事業税の3つを合計した法定の合計税率)であるのに「実効税負担率」は非常に低く、1%に達しない極端に低い極小負担の企業がごらんの通り4社あり、6%以上10%未満の企業が4社、10%台の企業が11社、20%台前半の企業が10社、20%台後半の企業が10社も存在する。比較的によくの法人税を払っている著名な企業でも20%台が大部分で30%には達していない。30%台の企業でも全てが32%未満にとどまっている。

表1 業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い主な大企業リスト（最新2事業年度分）

— 2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期—

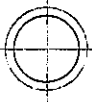
	社名	区分				2013年3月期～2014年3月期の2期通算		
		企業種別の区分	申告方式の区分	損益計算書の区分	決算期の区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
1	三井住友FG	持	単	単	3	337,006	6	0.001
2	ソフトバンク	持	単	単	3	317,312	10	0.003
3	みずほFG	持	単	単	3	528,386	514	0.097
4	三菱UFJFG	持	単	単	3	415,252	1,274	0.306
5	ファーストリテイリング	持	単	単	8	75,653	5,233	6.91
6	丸紅	事	連	連	3	393,627	28,045	7.12
7	アステラス製薬	事	単	単	3	266,036	22,361	8.40
8	みずほ銀行	事	単	単	3	910,944	78,638	8.63
9	第一三共	事	単	単	3	172,356	19,259	11.17
10	麒麟HD	持	単	単	12	95,940	11,995	12.50
11	住友商事	事	連	連	3	623,267	80,001	12.83
12	阪急阪神HD	持	連	連	3	145,734	20,743	14.23
13	オリックス	事	連	連	3	456,298	66,492	14.57
14	小松製作所	持	単	単	3	247,054	42,861	17.34
15	ニコン	事	連	連	3	136,547	23,795	17.42
16	野村HD	持	連	連	3	599,344	106,186	17.71
17	三菱電機	事	連	連	3	314,131	57,731	18.37
18	京セラ	事	単	単	3	149,348	28,219	18.89
19	三菱東京UFJ銀行	事	単	単	3	1,862,257	357,427	19.19
20	住友金属鉱山	事	単	単	3	161,963	33,306	20.56
21	サントリーHD	持	連	連	12	285,826	60,488	21.16
22	三井不動産	事	単	単	3	137,005	29,210	21.32
23	日産自動車	事	連	連	3	1,016,711	218,055	21.44
24	伊藤忠商事	事	連	連	3	740,401	164,912	22.27
25	三菱自動車	事	連	連	3	186,590	42,076	22.54
26	三菱商事	事	連	連	3	974,680	226,608	23.24
27	マツダ	事	連	連	3	136,510	31,886	23.35
28	JFEHD	持	連	連	3	235,890	55,188	23.39
29	三井住友銀行	事	単	単	3	1,611,883	392,573	24.35
30	豊田自動織機	事	単	単	3	144,492	36,650	25.36
31	日野自動車	事	連	連	3	178,540	46,627	26.11
32	キヤノン	事	連	連	12	347,604	91,297	26.26
33	デンソー	事	単	単	3	492,218	129,406	26.29
34	東京ガス	事	単	単	3	242,825	63,936	26.33
35	武田薬品工業	事	単	単	3	456,585	122,194	26.76
36	日立製作所	事	連	連	3	912,719	248,706	27.24
37	本田技研工業	事	連	連	3	1,217,831	332,960	27.34
38	いすゞ自動車	事	単	単	3	158,563	44,745	28.21
39	三菱重工業	事	連	連	3	369,869	107,196	28.98
40	東芝	事	連	連	3	340,567	104,237	30.60
41	JXHD	持	連	連	3	492,371	152,748	31.02
42	日揮	事	単	単	3	122,343	38,361	31.35
43	味の素	事	連	連	3	174,130	55,009	31.59
44	トヨタ自動車	事	連	連	3	3,844,729	1,215,765	31.62
45	クボタ	事	単	単	3	163,764	52,095	31.81
46	スズキ	事	連	連	3	336,493	107,617	31.98

(注1) 「実効税負担率」が著しく低い業績良好な主要な巨大企業の実態につき試算した調査結果を表示している。

(注2) 「区分」機の略称
 ①企業種別の区分 「事」= 専業会社 「持」= 持株会社
 ②申告方式の区分 「連」= 連結納税制度適用会社 「単」= 連結納税制度を適用していない会社
 ③損益計算書の区分 「連」= 連結損益計算書 「単」= 単体損益計算書

(注3) 本表は、最新事業年度の「税引前純利益」が600億円以上、かつ、「実効税負担率」が32.3%（法定正味税率38.01%の85%相当）未満の企業につき試算した結果を表示している。

(注4) 「実効税負担率」は、%の小数第2位未満を切り捨てている。



これらは、すべて、税引前純利益が1期で600億円以上の日本経済をけん引する巨大企業ばかりであり、その最近2期分の実効税負担率の平均値である。

実効税負担率とは、個別の企業の利潤に対する実際の納税額の負担割合であり、「税引前純利益」を分母に、「法人税等納付額（法人税、住民税および事業税の合計）」を分子にとって、法人所得課税の負担率を算出したものである（それは財務会計における会計情報とは別である）。

経済界と大企業、マスコミは、「日本の法人税は高い」と、声高に大合唱しているが、

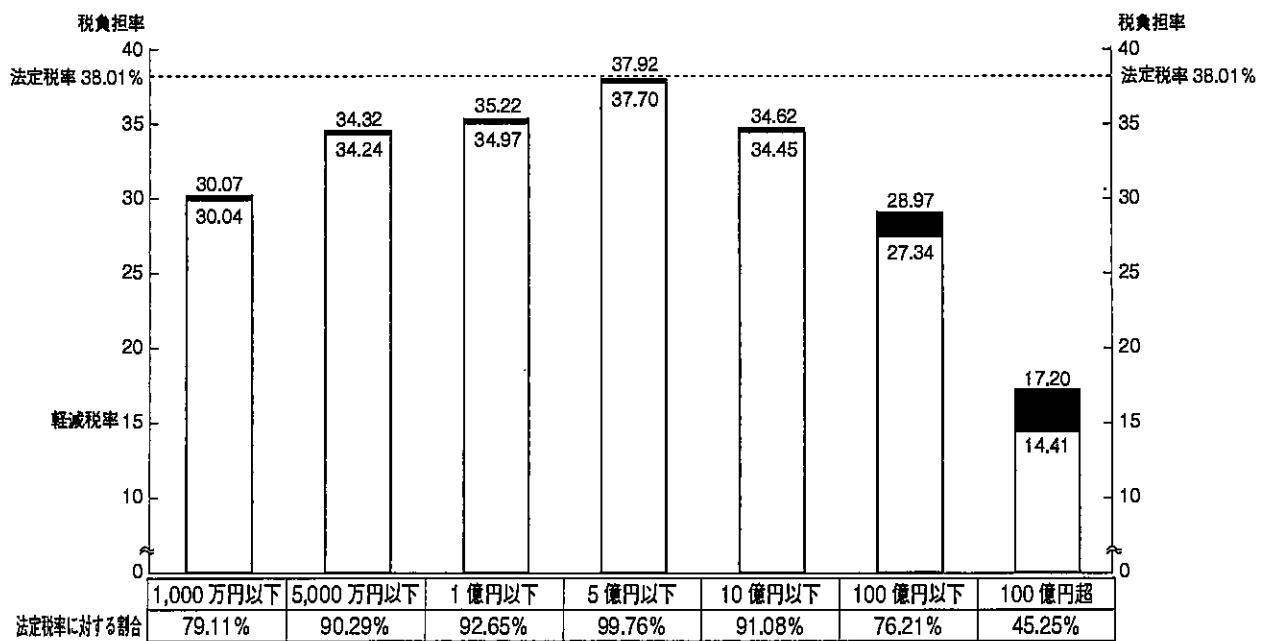
高いのは、表面的な法定正味税率であって実際の税負担は驚くほど低いのである。

巨大企業の実際の税負担は法定税率の半分以上の極小で「逆累進構造」が特徴

次にデータをマクロ的にみると、現在の日本の法人税の実際の負担は、全体を平均的に分析すると企業の規模により著しく格差が存在している。資本金階級別に区分した企業の規模別にみた法人所得に対する国税・地方税の合計税額の平均負担率を示したグラフ(図1)はこのことを明示している。

注目すべきは、巨大企業の資本金100億円

図1 企業規模別の法人所得に対する法人税等合計税額の平均負担率
— 2013年3月期の国税・地方税の合計法定税率38.01%の時期—



(注1) 企業規模別に区分した法人所得に対する法人税等合計税額（法人税・法人住民税・法人事業税の合計）の平均負担率を外国税額を含めた場合と除いた場合の双方のケースにつき図示している。企業規模は資本金階級によっている。

(注2) 図表における■の部分には「外国税額」相当を示している。

(出所) 国税庁企画室編『税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）』（2012年度分）及び2014年2月に内閣が国会に提出した『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（2012年度分）を基に分析整理して作図している。

超の階級の法人税等合計税額の平均負担率が極端に低く、外国税額を含めても僅かに「17.20%」で法定正味税率は38.01%の半分にも達しない45.25%の低レベルである。

これに対し、資本金1億円超で5億円以下の中堅中小企業の階級が「37.92%」の負担をしており、限りなく法定正味税率に最も近いのである。

資本金1億円以下の法人には中小企業に対する軽減税率（年所得800万円以下の部分は15%に軽減）が適用されているため法定正味税率（38.01%）より低くなるのは当然である。

問題なのは、資本金100億円超の巨大企業の法人税等合計税額の平均負担率（17.20%）が、資本金1000万円以下の小規模企業よりも、はるかに低く、その半分近くの57.19%の割合にとどまっていることである。

日本の法人税の負担構造の現状は、「巨大企業が極小の税負担」で、「中堅中小企業が極大の税負担」となっており、企業の規模別の視点からみれば、「逆累進構造」となっている。

このような異常な事態が生じているのは、企業優遇税制である租税特別措置の政策減税が特定の大企業に集中しているとともに、受取配当金の課税除外など法人税制の仕組みに欠陥があるほか、税務会計システムのメカニズムに歪みがあり、課税ベースが縮小しているからである。

これら課税ベースの歪みによる縮小化の最大の元凶がタックス・イロージョン（課税の浸蝕化）とタックス・シェルター（課税の隠れ場）であり、税務行政の機能不全もこれに拍車をかけている（大企業はどのように法人税を少なくしているか、その課税逃れの手口と

これへの税制上の対応、激化している世界税金戦争の実態など、詳しくは、拙著『税金を払わない巨大企業』（文春新書）を参照）。

法人税の欠陥による税負担格差の是正により5兆3556億円の増収想定額の試算

法人税等合計税額（国税の法人税・地方税の法人住民税と法人事業税の合計税額）を企業規模別にみたとき、法定税率との間に格差が存在する。特に、企業規模が大きくなるに従い法定正味税率と平均負担率の開差は、次第に大きくなっている。

特に、資本金100億円超の巨大企業の外国税額相当額を含めた法人税合計税額の平均負担率は、2013年3月期において法定の法人税合計税率と格差は45.25%の低位にある。

法人税制の欠陥である法人税合計税額の平均率と法人税等合計の法定正味税率の格差の是正による増収想定額を試算して示すと表2のようである。

巨大企業が法定税率に従い正しく法人税等を納付すれば、単年度で実に5兆3556億円もの巨額の増収が想定され、消費税のさらなる増税の必要のないことは明らかである。

巨額な財政赤字の際中に何故に大儲けをしながら国に税金を払わないグローバル大企業の減税をするのか

「法人税を成長志向型に変える」安倍晋三首相は今回の法人税改革にあたってこう力説してきた。法人企業の所得に対する国税の法人税、地方税の法人住民税、法人事業税の3つの税を合計した法定正味税率は34.62%（標準税率）で、米国の40.75%に次いで2番目

表2 法人税等負担格差是正による増収想定額

—欠陥税制の是正で5兆3,556億円の増収が見込める—

資本金階級別	法人税等合計税額 の平均負担率 (2013.3期) (%)	法人税等法定税率との格差 (%)	申告所得金額 (2013.3期) (百万円)	申告所得の換算 想定額 (百万円)	法人所得総合負担の増収想定額 (百万円)
1,000万円以下	30.07	7.94	5,074,878	5,074,878	402,945
5,000万円以下	34.32	3.69	4,413,957	4,413,957	162,875
1億円以下	35.22	2.79	2,934,596	2,934,596	81,875
5億円以下	37.92	0.09	3,215,947	3,215,947	2,894
10億円以下	34.62	3.39	1,302,659	1,302,659	44,160
100億円以下	28.97	9.04	5,911,370	6,206,938	561,107
100億円超	17.20	20.81	17,910,152	19,701,167	4,099,813
合計	24.74	13.27	40,763,559	42,850,142	5,355,669

(注1) 法人税等合計税額の平均負担率と法人税等合計法定税率の格差の是正による増収想定額を試算している。

(注2) 「法人税等法定税率との格差」は、法人税等法定税率38.01% (2013.3期) と、「法人税等合計税額の平均負担率」との格差である。

(注3) 「申告所得金額」は、国税庁「会社標本調査 (2012年度分)」に基づいている。ただし、「申告所得の換算想定額」欄において、資本金100億円以下の法人に5%、同100億円超の法人に、10%の増収を想定している。

(注4) 増収想定額の算定において、100万円未満の端数は四捨五入している。

に高い。そこで2015年度は2.51%下げて32.11%に、2016年度は財源となる外形標準課税の拡充を踏まえ0.78%以上下げて31.33%以下にする。

政府は2015年度から「数年間で20%台に引き下げる」との目標を掲げており、引き下げ目標の半分以上について2年間でメドをつけた形である。この2年間は代替財源を上回る減税幅としており、「企業の賃上げ余力を高め、アベノミクスの恩恵が地方や中小企業などに幅広く行き渡るように促す」ことを目指すとしている(図2)。

しかし、国の稼ぎ頭であり大儲けしている巨大企業がグローバル化し、無国籍化して税制の欠陥や抜け穴を巧みに活用、節税をし、時には地球的スケールでの課税逃れをしている。このため日本の税制は空洞化し、財政赤字の原因となっている。

巨大企業の実効税負担率は、法定正味税率

の半分以下であり、国に税金を払っていないのに安倍政権は、何故に法人税減税を狂気のように執念を燃やすのか。まさに、そのやり方は独裁的な暴走で国家財政を破綻させる危険を招く危険がある。

重い腰を挙げ漸く手をつけた「法人税改革」は既得権益者の抵抗で極めて不徹底不十分

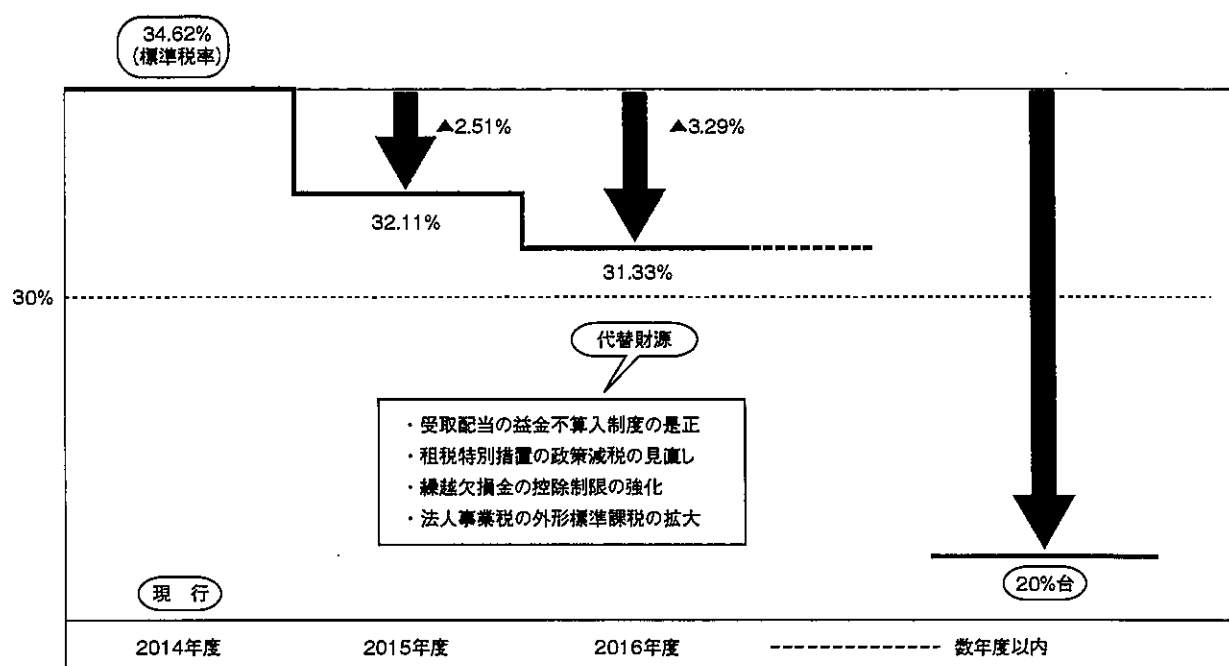
法人税の減税には、「恒久減税は恒久財源の原則」を建前としながら、税制上の欠陥や企業優遇税制の是正や見直しを目指して若干の動きを試みてきた。その主なものは、次のようである。

(1) 受取配当金の益金不算入制度の見直しをする。受取配当金の非課税対象を、現行の株式保有割合が25%以上の関係法人から、3分の1超に引き上げる。

(2) 試験研究を行った場合の税額控除制

図2 法人税率の引き下げと主要な財源の確保

—現在の法定正味税率 34.62%を数年度以内に20%台までの引き下げを目標としている—



(注1) 2012～2013年度の法定正味税率は38.01%、2014年度は34.62%（東京都は35.64%）である。これを2015年度には2.51%、さらに2016年度にも0.78%（2015、2016の両年度で合計3.29%相当）以上の引き下げを予定している。

(注2) 恒久減税には恒久財源の確保を建前としているが、2015～2016年度の2年間は、代替財源を上回る減税幅とし、アベノミクスによる経済成長を成功させようとしているが、果たしてどうか。

度は、費用の総額にかかる控除の上限を法人税額の25%とする。

(3) 欠損金の繰越し控除制度を見直す。2015年4月1日から2017年3月31日までに開始する事業年度について、控除限度額を所得の65%相当額(現行80%)に、以後50%に段階的に引き下げる。

(4) 雇用者給与の支給額が増えた場合の税額控除制度の要件を見直す。

(5) 外形標準課税の拡大。法人事業税で付加価値割を現行の0.48%から0.96%へ、資本割を0.2%から0.4%へ段階的に改正する。所得割は年800万円超で現行7.2%から4.8%

へ段階的に引き下げる。

(6) 雇用者給与の支給額を3%以上増やした場合、その増加額を付加価値割から控除できる。

法人税の改革は、その欠陥の是正と、極端な租税特別措置による企業優遇税制の廃止による「法人税の歪み」の解消である。経済界や大企業の横暴により崩壊した法人税制の建て直しによる「再建」こそが急務であり、「減税」ではない。

課税ベースの改革は、税率引き下げのための代替財源探しというように「志」のいやしいものではなく、「公正な税制」の構築のキー

ベースとして税制公正化への力の結集を基本理念とすべきである。

かかる見地から今回の課税ベースの改革案は経済界や関係団体等の既得権益者の強硬な抵抗があったとはいえ、極めて不徹底にして不十分に極まるものであり、まことに遺憾千万と言わなければならない。

国民が払った消費税収入が法人税減税の穴埋めとなり社会保障や福祉のためになっていない。

財界や政府は、庶民が納める消費税を増税して、グローバル競争をしている企業に対する法人税を減税しようと計画し策謀をしているが、これは今回が初めてではない。

消費税は1989年に3%で創設され、1997年に5%に引き上げられ、2014年に8%に再引き上げされた。このうえ、さらに、2017年4月には10%への大台へと税率をアップしようと目論んでいる。

法人税率は1984年には43.3%で、1988年には42.0%に下げられ、消費税導入の1989年に40.0%、1990年には37.5%と連続的に引き下げられ、1998年に34.5%、1999年に30.0%、続いて2012年には25.5%まで引き下げられてきた。そして、いよいよ2015年から順次に本格的に引き下げが目論まれている。

消費税は社会保障のための財源であるとする政府の宣伝文句に反して、法人税の減税財源となってきたのである。法人税率の大幅な引き下げによって、毎年の法人税収は大幅に減ってきているのである。地方税分を含めて、法人3税が最高であった1989年度の29.8兆円が現在は17.6兆円（2014年度予算

ベース）まで落ち込んでいる。

法人3税の1989年度から26年間の累計総減収額は255兆円、同時期の消費税収の累計は282兆円である。これまでの巨額の消費税収のほとんどが、法人税の減収の穴埋めに消えてしまっていることが明らかなのである（図3）。

このような歴然たる事実は、消費税増税が社会保障の充実のためでも、財政再建のためでもなかったことを立証している。

消費税10%への増税をして、さらなる法人税減税の代替財源にしようとする策謀を中止させなければならない。

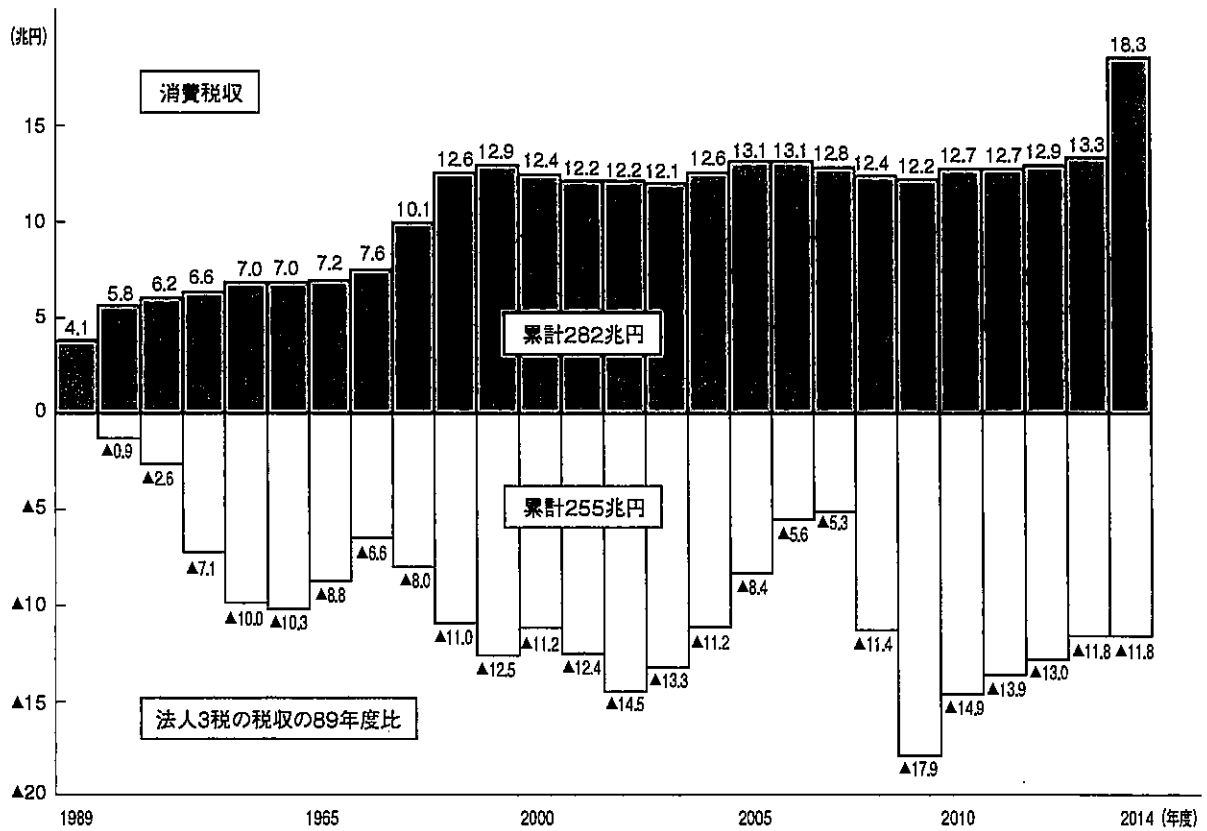
企業国家である日本では、稼ぎ頭である大企業は、その大きな儲けに従って、しっかり納税してもらうよう法人税制を整備することが緊要である。大企業は国家財政を支え、国の安全保障や国民の社会福祉に貢献すべきなのである。

税制改革では、消費税の再増税と法人税の減税ではなく、大企業税制の欠陥を是正し、地球的スケールでの税金逃れを防止させ、大企業が「まともに」法人税を払うよう「法人税の再建」に力を注ぎ、健全な企業秩序を確立しなければならない。

このままでは日本の将来が危うくなることに深刻な懸念を表明

大企業からあまり多くの税金を徴収しないような仕組みを構築し優遇する結果として、国民に過重な負担をかける税制が実現することは危険な動向である。そんな税制になったならば、日本の将来を危うくすると私は懸念している。

図3 巨額な消費税収入は法人税減税で消えている
—消費税収入と法人3税の減収額の推移—



(注) 1 消費税には地方分(96年までは消費贈与税、97年度からは地方消費税)を含む。
 2 法人3税には法人税、法人住民税、法人事業税の他、地方法人特別税、地方法人税、復興特別法人税を含む。
 3 財務省及び総務省公表データにより計算、2012年度までは決算、2013年度は国は補正後、地方は予算額、2014年度は国・地方とも予算額。

財界の圧力に屈した安倍首相が財界の要求どおり、法定正味税率を10%引き下げるためには、年間5兆円程度の財源が必要だとされている。財務省は代替財源探しに頭を悩ませ四苦八苦しているが、政府税調も知恵を出すことなく、結局は消費税のさらなる増税に加えて、国民にいろいろな負担を強いるような増収策しかないと説明している。

このままでは、国と国民を豊かにし幸せにするはずの富は、大企業や大富豪に吸い上げ

られて、海外のタックスヘイブンに流出する一方である。

そんな理不尽なことが許されてよいであろうか。民主国家の税制のあり方としては到底許されてはならないことである。

税制公正化への魂の覚醒を求め、課税ベースの「妖怪化」(お化けのようになること)を防ぎ、真に平和で文化の香り高く、世界から尊敬されるすばらしい活力ある企業社会と国の姿を構築していきたいのである。

ピケティの格差論から見る累進課税の必要性

ジャーナリスト・和光大学教授 竹信三恵子

1. 「格差は放置すれば拡大する」

- ・資本の収益(平均して4~5%)と賃金の伸び率の差がもたらす格差の拡大
- ・相続を通じた富の偏在:働かなくても稼ぎだせ、生まれつきで引き継がれる
- ・20世紀は例外的な格差縮小期=1914年第1次世界大戦、1917年ロシア革命、1929年世界大恐慌、1939年第2次世界大戦→富裕層の資産の崩壊、戦費調達へ向けた富裕層への課税強化が可能になる、兵士を前線に送り出す低・中所得層への配慮の必要性、恐慌による自由放任経済への不信感
- ・「戦後の経済発展は資本主義による経済成長と市場に任せた運営による勝利、こうした経済発展によって格差は自然に縮小する」という「資本主義優位」の経済論に、ソ連崩壊後初めて、数値を使って反論を加えた

2. 格差がもたらす歪み

- ・超業績主義、業績至上主義→一部経営者や一部専門職の極端な高報酬を合理化/能力を測るのは難しい→一種のイデオロギー、「幸運の対価」にすぎない場合も
- ・背景に所得税の最高税率の引き下げ→税金でもっていかれないことが「強欲」を後押し
- ・こうした超高額報酬を受け取る層が、報酬を資産に変え、倍々で資産を蓄積していく構図
- ・献金による政治への関与→法制度の改変→富の偏在を固定化する政策へ(日本で言えば、残業代ゼロ/労働者派遣法改定/所得税の最高税率の引き下げ/法人税率の引き下げと穴埋め策としての外形標準課税/消費税の範囲内の社会保障/教育費や育児への親や祖父母からの贈与の非課税化...)→再分配の仕組みの崩壊
- ・経済のグローバル化そのものが富裕層による政治の改変の結果(GATS、WTO、TPPなど)
- ・株主の発言力の増大:「働き手の労働条件の改善が業績の向上に役だつと思っても、役員会での外国人株主の配当要求に押される」(大手食品会社役員)
- ・他者への想像力の欠如
- ・戦後の福祉社会の崩壊

3. 格差拡大への解決策

- ・トップ層の野放図な高報酬と賃金格差→所得税の累進税率の強化
- ・放置すれば拡大する格差+経済のグローバル化→世界的な累進的資本税
- ・変わる国際世論:スイスの大手銀行の情報開示/FATCA=米国外の金融機関に米国人の口座情報の届出義務/国連経済社会局=10億ドル以上の資産を持つ超富裕層に1%課税でODAをねん出案/ILO=世界の富の70%を持つ人口の10%の最富裕層に3%の富裕税をかければ4兆ドルの税収案
- ・「できそうなことをやる」「すべてか無か」から「必要なことのうちできることから」へ

「若者へ富の分配を」

ピケティ氏 本紙がインタビュー



インタビューに答える「21世紀の資本」著者で経済学者のトマ・ピケティ氏（31日、東京都千代田区）

来日中のパリ経済学校のトマ・ピケティ教授（31）は三十一日、本紙のインタビューに答え、「人口減少の進展に伴い日本の所得・資産格差が将来さらに深刻になる」と警告した。金融緩和などアベノミクスが問題を悪化させる懸念があると指摘し、「成長と格差是正を両立させるためには資産課税の強化により、資産を持たない若者などへの富の再分配が必要になる」と提言した。（池尾伸一、吉田通夫）

ピケティ氏は格差問題を掘り下げた著書「21世紀の資本」が世界各国で注目を集めている。ピケティ氏は独自に収集した各国の税務データを基に、「日本では上位10%の富裕層の所得の全体に占める割合が、一九六〇年代は30%程度にとどまっていたが、二〇一〇年には40%に上昇し、富の集中が進んでいる」と指摘。非正規労働の割合が四割に達している

ことにも「企業は彼らには十分に教育しないので新しい技能を得ることができず全体の経済成長を阻害する」と懸念を示した。

さらに、「人口減少が加速するため、日本の経済成長率は将来もっと鈍化する」と分析、「過去に蓄積された金融資産や土地などの重要性が増し、親から遺産を引き継ぎ、家賃や配当を稼げる富裕層と、所得が伸び悩む中低所得者層の不平等が広がる」と指摘した。

一方、金融緩和については「『がまんすればいずれ果実が全体に行き渡る』との理論は米国をみても実現しておらず、米国では過去十年で不平等は拡大した」と効果を疑問視した。

その上で、成長と格差是正を両立させる策として、富裕層の持つ土地や金融資

産に、資産額が大きいほど税率が高くなる「累進資産課税」を導入することを提案、「財源を社会保障や公的な学校への支援に使つことにより資産を持たない若者世代の就職や子育てを容易にすることが有効になる」と指摘した。

一方、政府が進める消費税の引き上げ政策については「消費税増税は若者や低所得者にも負担になる。富の蓄積をしていない世帯の負担は軽くする必要があり経済成長にとってもマイナスだ」として否定的な考えを鮮明にした。

熱弁。ピケティ氏 in 東大



学生たちと対話するトマ・ピケティ氏(31日、青山直博撮影)

低成長下の社会で不平等が広がることに警鐘を鳴らし、世界的な論争を巻き起こしている「21世紀の資本」の著者、トマ・ピケティ(31日、来日を機に東京都文京区の東京大学で講義し

た。学生や教員ら約500人が参加し、活発な議論になった。ピケティ氏は、資産家が得る運用益は、経済成長に伴って一般の人にもたらされる所得より大きく伸びると主張。低成長下の先進国では、放縦すれば「持てる者」と「持たざる者」との格差が広がる、と訴えて注目された。

講義では、人口減少が進む日本や欧州では特に、相続する資産がものを言う「世襲社会」が復活していると指摘した。学生から望ましい税制について問われると、資産家であればあるほど高率の税を課す「累進課税」によって「若い人が資産を蓄えやすくなる一方、最上位の富裕層に富が集中しすぎないようにする

ため最善を尽くしてほしい」と語った。ピケティ氏は講義に先立つ日本記者クラブでの会見でも、若者への優遇に言及。「日本が財政再建をするための道筋は、若い人を利するような税制を考えなければいけない」とした。そのうえで消費税増税については「あらゆる人にかかる消費税を引き上げることが、どうして日本の成長にとって良いことなのか。納得できない」と述べ、反対姿勢を示した。

格差の世襲に危機感 「若者優遇の税制に」

裕福？名門大生へ「親は選べないので…」

ことができる」と主張。比較的資産の少ない若い世代を優遇する税制にすべきだとの考えを示した。

ピケティ氏は教育格差の拡大にも懸念を示しており、「21世紀の資本」では、米名門ハーバード大学の学生の親の平均収入が米国のトップ2%に属するとのデータに言及している。

「豊かな家庭に生まれ、将来も裕福になりやすいと言われる名門大学の学生へのメッセージは」との質問が出るなど、「親は選べないのだから、(豊かでも)恥じる必要はない」「(と述べ、)笑いを誘った。「矢張り世界を…」

また、大企業やお金持ちが潤い、じわじわと中小企業や低所得者に及ぶとする

「トリクルダウン」の主張に対し、ピケティ氏は「過去を見回してもそうならなかったし、未来でもうまくいく保証はない」と否定。不平等が政治に与える影響については、「経済的な不平等は政治的な発言力の格差にもつながる。民主主義が脅威にさらされる」と語った。

(青山直博、熊岡仁)

話題の本「21世紀の資本」の
トマ・ピケティ教授が来日し
「格差の拡大」を歴史的
な事実として示した研究が、
問いかけがいろいろある。

一月三十一日、東京・内幸町で
開かれた記者会見には三百人以上
が集まりました。主催の日本記者
クラブに大勢の海外、フランス人
ではミッシェル・シムオン、二
人の大統領に並ぶ数です。

ピケティ教授は四十三歳。数日
間の滞在でしたが、講演や記者会
見、インタビューに精力的に応じ
ました。格差問題の大切さを訴え
る熱意や謙虚さは、国際の論戦にも
波及します。

トリクルダウンを否定

二十九日、民生党の長妻昭議員
に格差問題や成長を論じた格差政
策を迫られた安部首相は「ピケティ氏も経済成長を否定して
いない。成長をきちんと分配だけ

2015・2・8

社説

ピケティと暮らしの明日

週のはじめに考える

考えればの貧になる」と持論を
展開してきました。
トリクルダウンに疑問が及んだ
今日「日」の論戦は「われわれが
行っている政策は間違っている。上から
たまたま垂りてくるのではな
く、金をせしめて上層に集中して
いくのが私たちの政策だ」と反論
しました。

法人税減税など大企業の利益を
再配した政策は、富め
るものが富めは下へと
富がたたり落ちるト
リクルダウンを受け止
められていきます。しか
し安倍首相はその見方
を強く否定しました。

歴史的な事実として「トリクルダ
ウン」はなごらうピケティ教授
の研究成果を認識したのかもしれない
です。

教授はその著書が「これほど注目
されるのはなぜでしょうか。所得
経済が順調に成長すれば、所得
や資産という富の格差は自然に縮

まる。手に入れたやうに二十世紀前
半のデータに基いていられるの経
済理論です。トリクルダウンに近
い考え方もいろいろあります。

頭張っても報われない
と「日」が、ピケティ教授は十
五年かけて世界の税務データを約
二百年分集め、詳細に調べた。す
るべきではなかった。二度の大

戦があった二十世紀前半は例外
で、富の格差は拡大していったと
うなことが示されています。

金持ちがますます金持ちにな
り、貧乏人はますますの貧乏がな
り、貧乏人がいなくなる。多くが抱
えている実感で、特に目新しくな
いて思う人がいるかもしれませ

ん。頭張って働き、お金を貯め
て、再投資してつづけていきます。そ
の遺産を血の繋がった子どもに引
き継ぐ。その子どもが悲しいのかと
ういふ反応もありません。

なせ格差を正さなければいけ
ないのか。とすれば小さくても
世襲財産のものであるだけだが豊か
くなる。とたんに頭張っても

金や株、不動産を持つ人に資産額
に応じた税金を、税逃れができな
いよう世界共通で課す。グローバル
に累進課税を提案しているま
す。ただ、富裕層の強い抵抗が予
想されます。実現は簡単ではない

見詰め、とくに日本にいていくの
か。暮らしての明日を議論し、方向
を決定するのは目の前です。

「日本経済を救うには安倍首相
は戦後レジームからの脱却、アベ
ノミクスによる経済成長を自覚して
います。ただ、アベノミクスの
現状を評価すれば、必ずしも取

るべきではない。戦後七十年の日
本です。戦争への反省
と高度成長、二十年の
停滞と少子高齢化、格
差の拡大という現実を
受け止める必要があります。

格差は成長を損なう
実はもう一つ、大きな反響を呼
んでいるのがあります。昨年十
二月、経済協力開発機構(OECD)
D)が発表したレポート「格差と
成長」です。OECDの調査と分
析で、所得格差が拡大すると経済
成長が低下することを明らかにし
「格差問題に取り組めば社会を公
平化し、経済を成長させ強固に
する」と語っているのです。

富裕層の所得が実現するの
か、失速するのかが、アベノミクスの成
否は違わぬと判断しています。

も「安倍首相が明言した「全体
の底上げ」はなごらうか、失政
が明らかになった時には、ピケティ
教授のOECDのレポートが示
す通り、格差を正すは経済成長に
取り組んでほしいものです。

格差は成長を損なう
実はもう一つ、大きな反響を呼
んでいるのがあります。昨年十
二月、経済協力開発機構(OECD)
D)が発表したレポート「格差と
成長」です。OECDの調査と分
析で、所得格差が拡大すると経済
成長が低下することを明らかにし
「格差問題に取り組めば社会を公
平化し、経済を成長させ強固に
する」と語っているのです。

奨学金の返済に苦しむ若者が多く、問題になってい
る。最近、取材した大学講
師にこんな話を聞いた。
ある大学の就職模擬面接
で、学生たちに「二十万円
あったら何に使つか」と尋
ねた。ビジネスセンスなど
を確認する質問だが、多か
った答えが「奨学金を返す
か、貯金する」。「夢がな
いな」と思っただけ、現実
は厳しうございまして」と
講師は苦笑していった。

奨学金の返済

日本学生支援機構による
奨学金の返済時期が来
ている人は三〇一三年度末
で三百四十一万四千人。十
年前の倍以上だ。うち、三
カ月以上滞納している人は
十八万七千人。もっとも以
前の若者も大変だったらし
く、十年前にも十七万人が
三カ月以上滞納していた。

私も四十年前近くの大学
時代に奨学金を受けた。今
は当時より授業料が上が
り、その割に親の給料は増
えていない。奨学金なしで
は進学できないという高校
生もいるだろう。キャンパ
ルに夢中の大人が借金を重
ねるのは、事情が違っ
て政府は大学などを卒業し
て地方で働く若者に対し
返済を支援する制度を始め
るという。もちろん、理想
は家庭の収入が増え、奨学
金なしで大学に行けること
だ。アベノミクスでそれが
実現できればいいのだが。
(編集委員・小田昌孝)

新聞を読んで

山田登世子

夢と野心に燃えてパリにの
ぼってきた青年ランティニャ
ックにむかって、悪の哲学者
ボートランは「努力と真実を
言っている。努力とが勤
勉なんぞで社会的成功が手に
できるもんか。そんなものよ
り、持参金つきの娘と結婚し
た方がはるかに早く金持ちに
なれる」と。

確かにそのとおりなのであ
る。日々の努力で得られる労
働所得よりも資産相続の方が
圧倒的に富裕になれる。バル
ザンブーンであるにもかかわら
ず、この真実が十九世紀のラ
ンティニャックは、二十一世紀
にも通用するとはつゆも思わ
ずに読んでいたのが悔やまれ
る。金の支配力を描いて世界
一の作家とは思っていたが、
資産の認識が浅かったのだ。
もう一つ目を凝らしていた
のは、ランティニャックと同
じく、若さである。団塊の世
代の一人として、個性や才能
を發揮して社会に輝きたいと
いう夢をもって生きてきた。
われらが世代はまさに一億
総中流幻想をもっていた世代
であり、ピケティ氏も述べて
いるとおり、資本収益率と所
得成長率の差が小さかった例
外的な世代なのである。

幻想であれ、夢をもって生
きていけた幸運をあらため
て振り返るとともに、夢をも
てない現代の若者たちの切な
さを感じる。低成長で所得がの
びないばかりか、雇用の非正
規化によって貧乏下り拍車が
かかっている。資産のない若
者へ富の再分配を、という氏
の提言に耳を傾けるべきだと
思う。
(愛知淑徳大教授)

一 田付朝刊のフランス経済
学者トマ・ピケティ氏へのイ
ンタビュー記事を興味深く読
んだ。アベノミクスについ
て、がまんしていれば企業成
長の成果がそのうち全体に行
きわたるといふ論は実現しな
いとの指摘をはじめ、つたず
けることが多かった。
狭義の資本でなく資産を問
題化して格差を問うた氏のベ
ストセラー「21世紀の資本」
は世界を見る目を養ってくれ
た。ここにうれしいのは、専
攻するバルザックの小説が長
く随所に引用されていて、立
論を支えていることだ。

21世紀のバルザック

夢と野心に燃えてパリにの
ぼってきた青年ランティニャ
ックにむかって、悪の哲学者
ボートランは「努力と真実を
言っている。努力とが勤
勉なんぞで社会的成功が手に
できるもんか。そんなものよ
り、持参金つきの娘と結婚し
た方がはるかに早く金持ちに
なれる」と。

世界的ベストセラー「21世紀の資本」

ピケティ教授に聞く



「世界の経済格差問題を未来に警告」初世帯の著者が各国で注目を集めている。ピケティ氏は「ハリウッド格差」が「ほととろし」の本格的な格差を生み出した。日本も格差を縮小する「ユニバーサル」が主眼で、格差の是正の必要を訴える。氏は日本も世界の格差の縮小を促している。

どんな人？

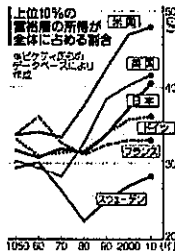
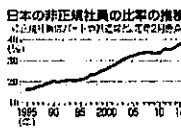
ピケティ氏は1971年にフランスのナント大学で経済学を専攻し、1993年にパリ政治学院で経済学博士号を取得。その後、パリ政治学院で教授を務め、2001年にエッセイ「21世紀の資本」を発表。この本は世界的ベストセラーとなり、2014年には日本でもベストセラーとなった。

「ロックスター経済学者」 仏勲章拒否した硬骨漢



ピケティ氏は、フランス政府から勲章を授けられたが、これを拒否した。彼は「ロックスター経済学者」と呼ばれるほどの人気を得た。彼の著書「21世紀の資本」は、世界の経済格差問題を警告し、注目を集めた。彼は硬骨漢として知られ、勲章を拒否したことで話題となった。

日本、富の集中 欧州より深刻



「トリクルダウン」実現例なし

「トリクルダウン」は実現しなかった。富の集中が深刻化している。日本、富の集中 欧州より深刻。富の集中が深刻化している。富の集中が深刻化している。富の集中が深刻化している。

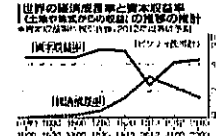
本紙単独インタビュー ピケティ教授に聞く

広がる格差 成長阻む

税制で若い世代に恩恵を

「格差を縮めるには、税制を公平にする必要がある。若い世代に恩恵を及ぼすことが、成長を促す」とピケティ教授は語る。

フランスの経済学者、ピエール・ピケティ教授は、格差の拡大が経済成長を阻むという。その理由として、富の集中による消費の停滞や、教育機会の不均等による人材の不足を挙げている。また、税制の公平性を確保し、若い世代に恩恵を及ぼすことが、成長を促すという。ピケティ教授は、累進課税の強化や、相続税の導入を提議している。



富裕層の資産課税 世界で連携必要

「富裕層の資産課税は、世界で連携が必要」とピケティ教授は語る。

富裕層の資産課税は、世界で連携が必要。各国が単独で課税を行うだけでは、富裕層は課税を避けることができる。国際的な連携を強化し、課税の公平性を確保することが重要である。

資産家と社員との所得格差の推移
 (日本企業の平均給与と役員報酬の比較)

	1980年	2000年	2010年
役員報酬	1,000万円	1,000万円	1,000万円
平均給与	200万円	200万円	200万円
格差	5倍	5倍	5倍

解説Q&A

「格差を縮めるには、税制を公平にする必要がある。若い世代に恩恵を及ぼすことが、成長を促す」とピケティ教授は語る。

Q 格差の拡大が経済成長を阻む理由は何ですか？
 A 富の集中による消費の停滞や、教育機会の不均等による人材の不足が理由です。

Q 税制の公平性を確保するために、どのような対策が有効ですか？
 A 累進課税の強化や、相続税の導入が有効です。

将来の格差拡大「裏付け不足批判も

「将来の格差拡大は、裏付け不足の批判も受ける」とピケティ教授は語る。

将来の格差拡大は、裏付け不足の批判も受ける。格差の拡大を抑制するためには、十分なデータと理論的裏付けが必要である。

「格差を縮めるには、税制を公平にする必要がある。若い世代に恩恵を及ぼすことが、成長を促す」とピケティ教授は語る。

Q 格差の拡大を抑制するために、どのような政策が有効ですか？
 A 累進課税の強化や、教育機会の均等化が有効です。

8ステップで早分かり

入門『21世紀の資本』

約700ページに上るヒケティの本を理解するのは急が折れる。そこで、8ステップに分けて、この本の意図からその理論の要まで一気に紹介しよう



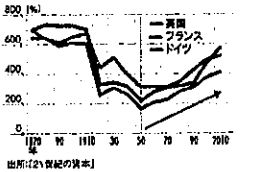
Step 5
ストックである資本に注目
 $\beta = \text{資本} / \text{所得}$

ヒケティは、年間の国民所得というフローだけでなく、ストックの資本から格差拡大のメカニズムを捉えた。すなわち、過去の富の蓄積である資本が年間の国民所得の何年分あるのか、その関係を探った。図⑤では、欧州の資本/所得比率(β)を示し、戦後から資本の蓄積が進んでいることを明らかにした。

Step 6
資本の蓄積に影響する要因
 $\beta = s/g$

ここで経済学の理論を応用し、長期的には資本/所得比率(β)と貯蓄率(s)/経済成長率(g)とが均衡する等式を利用する。つまり、分子の s が上がったり、分母の g が下がったりすれば、 β が増える。つまり、貯蓄率が増えたり、成長率が下がったりすれば、 β が増える。図⑥では、人口減少や成長の鈍化によって g が下落傾向にある。そのため、図⑤のように β が上昇している。

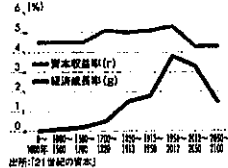
図⑤ 欧州の資本/所得比率(β)



Step 4
不等式 $r > g$ の発見

この本の核心は、資本収益率(r)が経済成長率(g)を上回ることを「発見した」ことにある。 r は株式や預金、不動産などあらゆる資本が得られる年間の収益の割合(配当、利子、賃料など)を指す。 g は、所得や産出(純生産)の年間増加率としている。歴史的な経緯の経緯、税引前でのほぼ一貫して4~5%で推移してきたのに対して、 g は最大でも4%未満だった(図⑦)。つまり、労働賃金を増やすよりも、資本を多く持つてその一部を再投資(貯蓄)する方が儲けやすい。

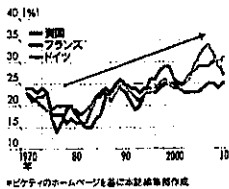
図⑦ 古代~2100年の r と g



Step 3
解決策は資本への課税

このように、ステップ4~7で、資本収益率(r)と経済成長率(g)の関係から、格差が広がる構造を明らかにした。さらに、ヒケティは「格差の拡大は持続(世界)によって買収される」と指摘する。そこで、「世界で協調して資本に対して買収的な課税を行うべきだ」という提議まで至っている。ただし、日本や米国などの構造が全て説明できていないという世間もある。

図⑧ 欧州の資本分配率(α)



Step 7
富める者が富む構造 $\alpha = r \times \beta$

実際に、資本収益率(r)と資本/所得比率(β)を掛け合わせることで、国民所得に占める資本収益の割合、すなわち資本分配率(α)が求まる。もし、 r が下からなれば、 β の増加によって α が増えることがいえる。そもそも国民所得とは、資本所得と労働所得の合計である。 β の増加で資本の蓄積が進めば、所得に占める資本所得の割合が増し、その分だけ労働所得が減る。つまり、富の分配機能が回り、富める者がますます富むという格差拡大につながる。実際、 β が増加している欧州の α は1970年代以降、増加傾向にある(図⑧)。ヒケティは「増加を妨げる自己修正的なメカニズムはない」という、

Step 2
世界規模で長期的データを収集

調査は15年間に及び、3世紀にわたる20カ国以上の税務統計データを利用している。特に、そのデータ収集や分析手法を細かく説明したことで、世界30人以上の研究者と連携し「世界トップ所得データベース」(WTID)を開発した(図⑨)。

図⑨ データ利用可能な国々



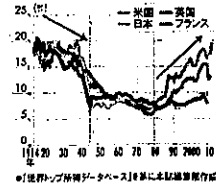
Step 1
世界的ベストセラー

『21世紀の資本』(みすず書房)は世界38カ国で刊行(予定を含む)され、150万部を突破した世界的なベストセラーだ。フランス語版(19.5万部)よりも英語版(80万部)の方が人気。約700ページに上る日本語版も、2014年12月の発売から2カ月を待たずして13万部を突破する事例のヒットになっている。

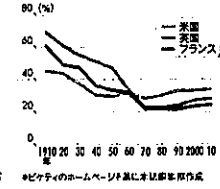
Step 3
フローの所得に注目し、富の独占を暴く

最も格差な上位1%の年間所得が、国民所得のどれだけ占めているかを暴いたデータは大きな話題を集めた。数字からは、1980年代以降、米英でトップ1%のシェアが上がっている様子が見える。多額の報酬を得る「スーパーリッチ層」の存在がある。図⑩は、上位1%のストックで買収された富のシェアだ。競争で水準が低下したものの購買力は富の格差が深まっているわけではない。しかも、所得よりも富のシェアの方が高かった。「トップ10%はだいたい富の60%以上を所有している」(ヒケティ)。

図⑩ トップ1%の所得シェア



図⑪ トップ1%の富のシェア



発想がまさに「コロブスの卵」

トマ・ピケティ氏が説明したいのは「富の集中に国民所得がほぼ等しいという構造」を暴いたことである。これまでの研究は「巨額」に注目するあまり「お金の持ち主」を厳密に分析することがなかったのだ。この発想はまさに「コロブスの卵」だ。

データも公式の複雑な計算を使うので、多くの国で長期間にわたって所得の集中度の推移を追うことができます。日本のデータは特に注目です。戦時中も税務統計が、戦後半戦のようになっています。こうした各国の膨大なデータを基に、独自の理論を構築したヒケティが、この本で世に名を轟かせた。

日本の経済成長に「終わる」か
一橋大学経済研究所教授 藤口千廣

2015年2月15日（日）シンポ資料

憲法と消費税

立正大学法学部客員教授・税理士 浦野広明

1 日本国憲法と税

30条（法律なくして納税なしの原則）

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

84条（法律なくして納税なしの原則）

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税制論議は日本国憲法の応能負担原則（応能原則。主な根拠は13条、14条、25条、29条など）に一致する税制が何であるかが解明するものでなければ有害無益である。また、負担した税金の使い道についても憲法にもとづいて考えなければならないのである。

憲法前文は、全世界の国民が「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認している。そして、憲法25条は社会保障の権利（社会保障権）を明らかにしている。このように憲法は平和と福祉を重視しており、国民が「納税の義務を負う」のは、払った税金が平和に生存するために使われることを前提にしている。憲法はすべての税金を平和・福祉のために使いなさいと国政に命じているのであるから、すべての税は「福祉目的税」となる。

応能原則は、国税だけでなく、地方税、社会保険料などにも適用されることになる。応能原則は負担能力に応じて税負担をする考えで、具体的には、①直接税（所得課税）を中心とする、②各種所得を総合して所得が多くなるに応じて高い税率で課税をする（累進課税）、③生計費は非課税とする、④勤労所得は軽課税、不労所得は重課税とする、などの実現を目指す考えである。

所得課税（国税では所得税や法人税）は所得（利益）に対して課す税であるから、応能原則を具体化するのに最適なのである。

一方、消費税は、税負担と所得の割合を見ればわかるように、低所得者ほど重い負担となり、応能原則に逆行する（逆進性）。

税金の取り方と使い方において憲法原則（応能原則・すべての税が福祉目的税）を実現することによってのみ、財政健全化や福祉の充実が実現する。憲法は一国の法秩序の頂点にある根本法であるから、法をめぐる一切の問題は理論的にも、実践的にも憲法問題の中に集約される。税制や財政の問題は当然のことながら、憲法から出発し、憲法に帰らなければならない。国民に幸福をもたらす税制は憲法を基本に据えることを抜きにして考えられない。憲法が登場しない税制論議は国民を不幸に陥れる。

2 15年度税制と消費税

消費税増税法附則18条3項は、「消費税率の引上げ施行前の経済状況を勘案して税率引き上げを停止すると」規定している。安倍内閣は15年度税制「改正」において「消

費税率（国・地方）の10%への引上げ等の施行日を平成29年4月1日とする」および「附則第18条第3項を削除する」と改定する。

3 庶民生活

日本の年間家計消費支出は284兆円（2007年度、内閣府の国民生活白書）、個人金融資産（貯蓄）は1439兆円（2009年9月末現在、日本銀行発表）である。物価が2%上がれば、消費支出負担が約5兆7,000億円増え、貯蓄の価値が約28兆8,000億円低下する。合わせて約35兆円の国民負担をもたらす。この35兆円は消費税14%分にあたる。

1万人の株成金が100万円の高級品を買ったら100億円（100万円×1万＝100億円）の消費。国民一人が食費に一日1,000円使ったら1,273億円（1,000円×1億2,730万円＝1,273億円）。高級品を毎日買わない、食費は毎日。

4 消費税は財政を悪化させる

表は国の2015年度一般会計予算案である。予算の規模は過去最高の96兆3,420億円となっている。税収とその他収入が約59兆4,790億円であるので、36兆8,630億円の国債を発行して歳入不足を補っている。その結果、歳入の国債依存度は約40%となっている。国債は、道路、住宅、港湾など建設・投資的なものをまかなう建設国債と、人件費、事務的諸経費などの支出をまかなう赤字国債に区分される。

財政がどれだけ安定しているかを見る指標が基礎的財政収支（プライマリー・バランス、Primary balance＝PB）である。毎年の歳出のうち、これまでの借金（国債）の返済費である国債費（元金と利息）以外の政策的な支出を、税収とその他の収入で足りるかどうかが示す。足りれば「黒字」、不足なら「赤字」。黒字が増えれば借金財高は減る。2015年度予算におけるPBは、約18兆3,662億円赤字となっている。

軍事費は3年連続で増額し、史上最大の約5兆円を計上している。オスプレイや水陸両用車を買入れるなど、自衛隊を、「海外で戦争する自衛隊」に変質させようとしている。辺野古新基地建設の予算は、前年度当初予算比で8.1倍になる1736億円（契約ベース）を計上した。

政府予算案は、社会保障切り捨て、大企業優遇、大軍拡推進の「三悪予算」である。

2015年度一般会計予算案（2015年1月14日閣議決定。単位：億円）

歳入		歳出	
税収	545,250	国債費	234,507
その他収入	49,540	基礎的財政収支対象経費	728,913
国債金	368,630	地方交付税交付金等	(155,358)
うち建設国債	(60,030)	その他（一般歳出）	(573,555)
うち赤字国債	(308,600)		
合計	963,420	合計	963,420

国債費の内訳は国債償還（借入返済）が133,035億円、国債利子が101,472億円である。

5 応能負担原則の中心は所得課税

税制論議は日本国憲法の応能負担原則（応能原則。主な根拠は13条、14条、25条、29条など）に一致する税制が何であるかが解明するものでなければ有害無益である。

所得課税（国税では所得税や法人税）は所得（利益）に対して課す税であるから、応能

原則を具体化するのに最適である。一方、消費税は、税負担と所得の割合を見ればわかるように、低所得者ほど重い負担となり、応能原則に逆行する（逆進性）。

1990年度と2014年度の税収（所得税・法人税・消費税）

税目	①1990年度決算	②2014年度当初予算	増減 ②-①
所得税	26兆円	14兆7,900億円	▲11兆2,100億円
法人税	18兆4,000億円	10兆180億円	▲8兆3,820億円
小計	44兆4,000億円	24兆8,080億円	▲19兆5,920億円
消費税	5兆8,000億円	※15兆3,390億円	9兆5,390億円

財政の不安定化は所得課税をおろそかにした結果である。消費税強化論は所得課税弱体化論（大企業・資産家優遇）と表裏一体である。したがって消費税の増税によって財政が健全化するはずはない。

家計であろうと国家であろうと収支を好転させるには、収入と支出の両面を正すことが欠かせない。垣内亮氏は、むだな歳出の削減で3兆6,300億円の財源が確保できると指摘する（『消費税が日本をダメにする』（新日本出版社））。

6 世界一高い日本の消費税

消費税の税率は5%（消費税5%＋地方消費税1%）で低いといわれるが、それは偽りである。日本の消費税はイギリスより国税収入に占める割合が高い。食料品などの生活必需品と高級品・贅沢品と同じ税率をかける国などない。その結果日本の消費税はイギリスより国税収入に占める割合が高い。

ヨーロッパでは、①非課税……土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉など、②ゼロ税率……食料品、水道水、新聞、雑誌書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器など、となっている。日本の消費税は見せ掛けの緩和措置しかなく、すべての消費に消費税を均一に課すから世界最高水準になっている。フランスは食料品、医薬品、書籍が低税率、ドイツは食料品、近距離旅費、書籍、新聞が低税率である。

国税収入に占める消費税

消費税率	日本 4%	イギリス 20%	ドイツ 19%	フランス 19.6%	アメリカ 無
国税収入比率	22.7%	25.0%	37.5%	52.7%	0%

住澤整編著『日本の税制』【平成26年版】財経詳報社を参照して作成。日本は4%の国税消費税以外に1%の地方消費税がある。

品目別の消費税課税

	イギリス	ドイツ	フランス
非課税	土地の譲渡・賃貸、 建物の譲渡・賃貸、	医療、教育、金融・ 保険、不動産取引、	医療、教育、金融・ 保険、不動産取引、

	金融・保険、医療、 教育、郵便、福祉等	不動産賃貸、郵便等	不動産賃貸、郵便等
標準税率	20%	19%	19.6%
低税率	0%（食料品、 水道水、新聞、雑誌、 書籍、国内旅客輸送、 医薬品、住宅の建設、 障がい者・視力障が い者用危機等） 5%（家庭用燃 料および電力等）	7%（食料品、 水道水、新聞、雑誌、 書籍、国内旅客輸送、 宿泊施設の利用等）	2.1%（新聞、雑 誌、医薬品等） 5.5%（食料品、 水等） 7%（書籍、国 内旅客輸送、肥料、 宿泊施設の利用、外 食サービス等）

出所：住澤整編著『日本の税制』【平成26年版】財経詳報社

7 「軽減税率」の本質

15年税制「改正」大綱は消費税率10%時に「軽減税率」を導入するとしている。公明党の山口那津男代表は、同党が主張する食料品を主とする「軽減税率」について8%に据え置くことが「一つの基準になる」と述べた（BSフジ14年12月4日）。実は8%据え置きは「軽減税率」とは縁もゆかりもないのである。食料品の税率は、イギリス0%（標準税率20%）、ドイツ7%（19%）、フランス5.5%（19.6%）である。「軽減税率」の本質は食料品に8%を課税する世界で一番高い「過重税率」に他ならない。

8 生存権的財産を侵害する相続税改定

相続税の税率は、03年から引き下げられ、10%からはじまり、5千万円超～1億円以下＝30%、1億円超～3億円以下＝40%、3億円超＝50%と改定された。それによって、20億円超の相続税率が70%から50%へと20%もの巨額減税となったのである。富裕層増税というなら、憲法の応能負担原則に則り超高額相続における相続税の累進構造強化をすべきである。

12年中に亡くなった人は約126万人であるが、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約52,000人で、課税割合は4.2%となっていた。4.2%で済んでいるのは、小規模宅地の評価割引制度（小規模宅地割引）と基礎控除があるからである。応能原則に基づく相続税の改正は、課税割合の増加を追い求めるのではなく、累進税率の復活こそが重要なのである。

小規模宅地割引は、被相続人の事業や居住の用に供されていた一定の宅地について、相続税の課税対象にしない制度である。10年度税制改定は相続人が相続税の申告期限まで事業や居住を継続しない場合には適用しないとし、小規模宅地割引の適用範囲を縮小した。土地の相続税評価額は土地の売却額に基づき算定されているが、土地がどのように利用されているかによって評価額を決めるべきである。応能原則からいえば売ることを予定しない生存権的財産は非課税にする、そして大きな利益を生む巨大ビルの敷地はその収益を基準に評価額を定めることが重要になる。

公正な税のルールを

ータックスヘイブンに迫るー

緊急市民シンポジウム
公正な税制を求める市民連絡
会(仮称)準備会

2015.2.15

合田 寛

- 1、はじめにーピケティが教えるもの
- 2、タックスヘイブンとは何か
- 3、多国籍企業の税逃れの手口
- 4、途上国の富の収奪
- 5、狭まる包囲網と立ち上がる世界の市民

ピケティの発見と処方箋



<ピケティの発見>

- ・資本主義の中に格差拡大のメカニズムが埋め込まれている
- ・このまま手をこまねいていると極端に格差が開く
- ブルートー民主主義 (富裕者が支配する民主主義)
- ・民主主義を不安定化
- <ピケティの処方箋>
- ・グローバル富裕税

↓
タックスヘイブンの
抜け穴

Figure 9.8. Income Inequality: Europe vs. the United States, 1900-2010

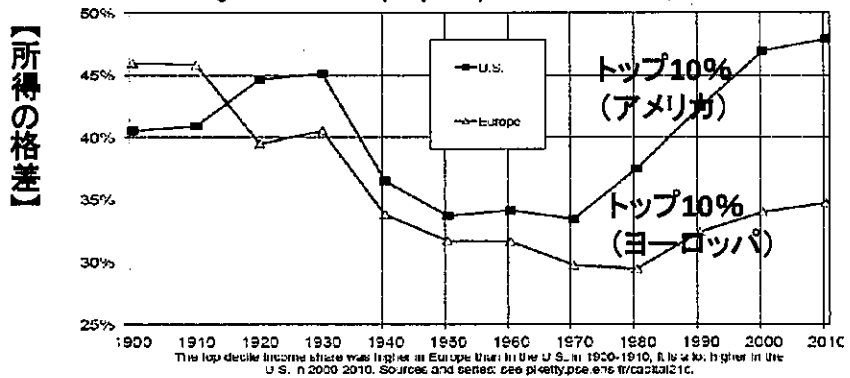
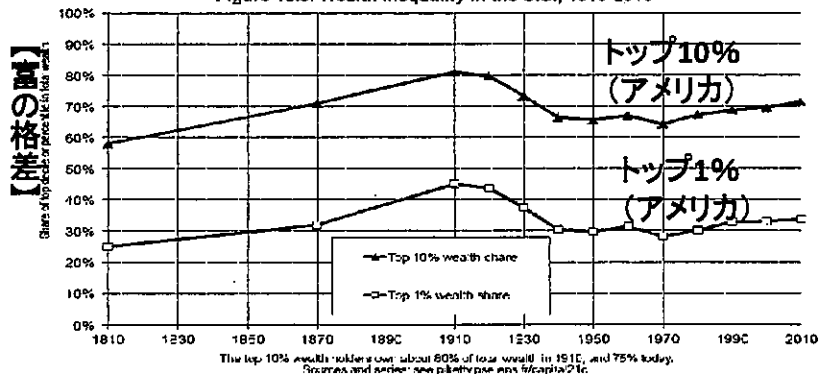
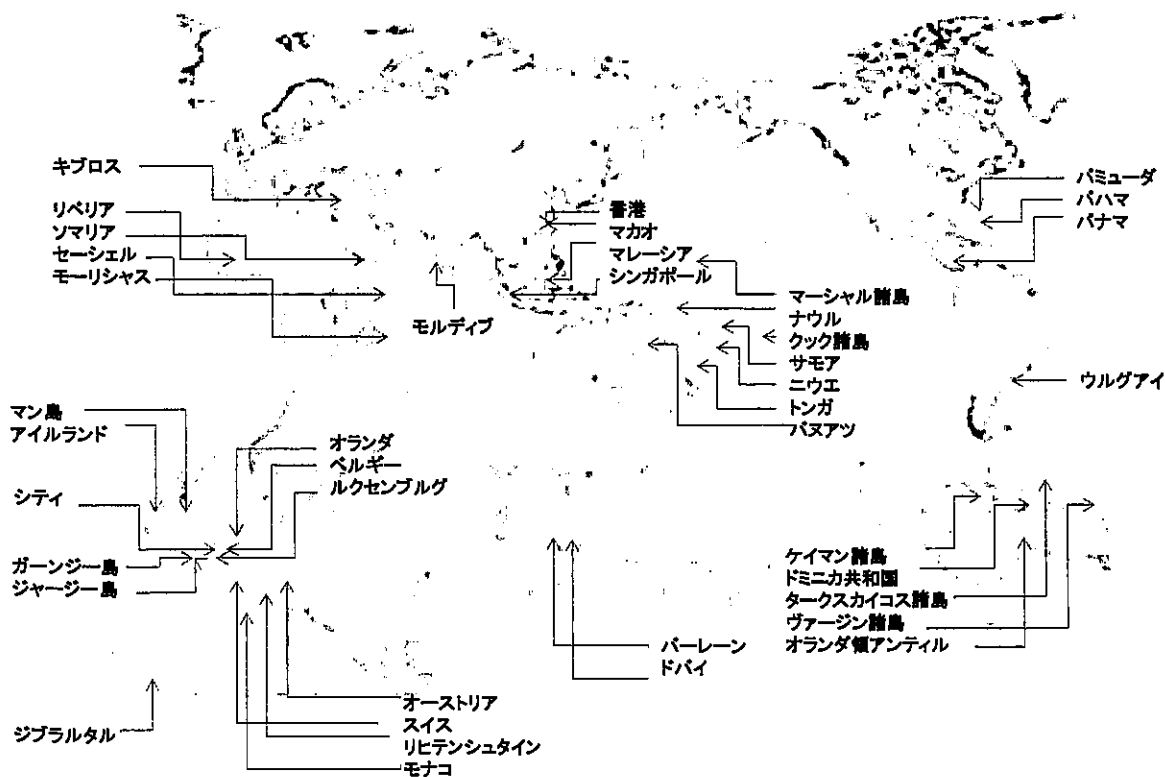


Figure 10.5. Wealth Inequality in the U.S., 1810-2010



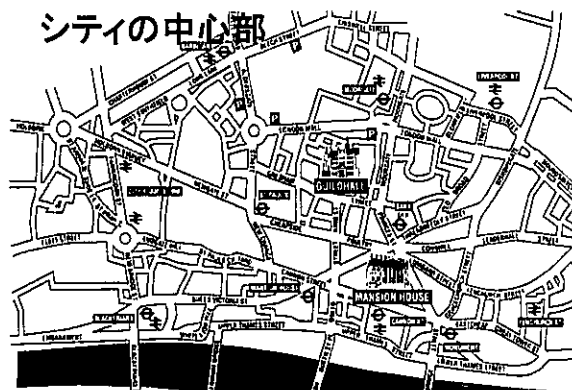
世界のタックスヘイブン



イギリス・シティを中心とするネットワーク

大英帝国時代の遺産の継承

- ・イギリス海外領土(14地域)のうち、ケイマン諸島、英領バージン諸島、バミューダ諸島、タークス・カイコス諸島、ジブラルタルなど
- ・王室属領(ジャージー島、ガーンジー島、マン島)
- ・イギリス連邦(コモンウェルス)加盟国(52か国)のうち、シンガポール、キプロス、モーリシャス、パハマ、パヌアツなど。
- ・その他イギリスの旧植民地(香港、アイルランド、ドバイなど)



ケイマン諸島

- ・面積 259km² 人口5.7万人
- ・議会もあるが、英女王によって任命される総督が最大の権力を持つ。
- ・世界第4の金融センターで金融資産の規模はGDPの約500倍
- ・8万社、600金融機関が登記



このビルに約1万8000社のペーパー・カンパニーが登記されている

タックスヘイブンはどこに—金融秘密度指数 (FSI) 2013年

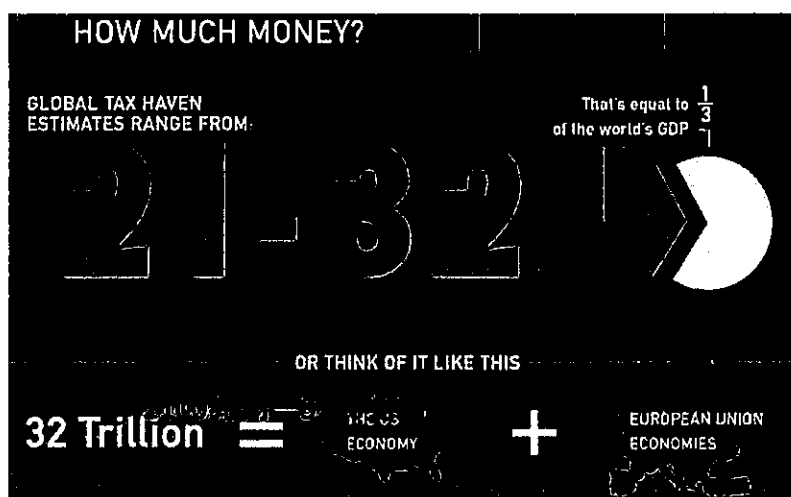
順位	国・地域名	秘密点	順位	国・地域名	秘密点	順位	国・地域名	秘密点
1	スイス	78	26	バルバドス	81	51	グアテマラ	77
2	ルクセンブルグ	67	27	リベリア	83	52	ベリーズ	80
3	香港	72	28	セイシエル	85	53	ラトビア	51
4	ケイマン諸島	◎ 70	29	ブラジル	52	54	イタリア	39
5	シンガポール	70	30	ウルグアイ	72	55	アルバ	71
6	アメリカ	58	31	サウジアラビア	75	56	スペイン	36
7	レバノン	79	32	インド	46	57	ガーナ	66
8	ドイツ	59	33	リヒテンシュタイン	79	58	クラカオ	77
9	ジャージー	◎ 75	34	マン島	◎ 67	59	米領バージン諸島	69
10	日本	61	35	パナマ	○ 80	60	ポツワナ	73
11	パナマ	73	36	南アフリカ	53	61	アンギラ	◎ 76
12	マレーシア(ラブアン)	80	37	フィリピン	67	62	セントビンセント&グレナダ	○ 78
13	バーレーン	72	38	イスラエル	57	63	タークスカイコス諸島	◎ 78
14	バミューダ	◎ 80	39	オランダ	50	64	マルタ	44
15	ガーンジー	◎ 67	40	ベルギー	45	65	セントルシア	○ 84
16	UAE (ドバイ)	79	41	キプロス	52	66	デンマーク	33
17	カナダ	54	42	ドミニカ共和国	73	67	アンチグア&バルブーダ	○ 80
18	オーストリア	64	43	フランス	41	68	サンマリノ	80
19	モーリシャス	○ 80	44	オーストラリア	47	69	ポルトガル	39
20	英領バージン諸島	◎ 66	45	パヌアツ	87	70	グレナダ	○ 78
21	イギリス	◎ 40	46	コスタリカ	71	71	スウェーデン	32
22	マカオ	71	47	アイルランド	37	72	ハンガリー	40
23	マーシャル諸島	82	48	ニュージーランド	52	73	ブルネイダルサラム	○ 84
24	韓国	54	49	ジブラルタル	◎ 79	74	アンドラ	76
25	ロシア	60	50	ノールウエイ	42	75	モナコ	75

(注)表中の◎はイギリスの王室属領または海外領土、○はその他のイギリス連邦諸国(コモンウェルス)

(出所)Tax Justice Network

5

タックスヘイブンにはどのくらいの資金が溜め込まれているか



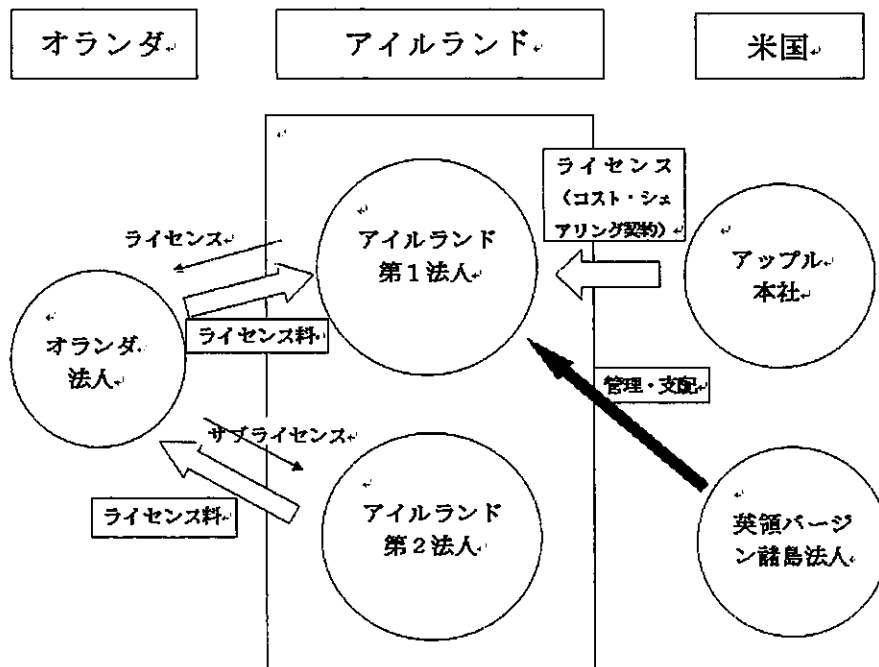
タックスヘイブンを利用しているのは誰か

- ・犯罪者・マフィア・犯罪資金のマネーロンダリング
- ・多国籍企業・メガバンク
- ・富裕者

6

多国籍企業の税逃れの手口

ーダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチー



タックスヘイブンを使ったさまざまな税のがれの手口

＜タックスヘイブンへの利益移転＞

- ①移転価格操作(トランスファー・プライス)：グループ内貿易で価格操作によって利益をタックスヘイブンに帳簿上の操作で移す。
- ②知的財産権の移転：ロイヤリティ支払いの形で利益移転
- ③過大な借金(過小資本)：タックスヘイブン子会社から過大な借金(thinly capitalised)をし、利子支払いの形で利益移転。
- ④管理報酬：タックスヘイブンに経営拠点を置き、そこに管理報酬(management fee)として支払う。

＜税法や条約の抜け穴の利用＞：「二重課税の排除」→「二重非課税」

○国際課税の原則の違いを利用：企業の居住地(residence)を基準にするか所得の源泉地(source)を基準にするか。世界所得worldwideタックスシステムをとるかterritorialタックスシステムをとるか

○租税条約の利用：

・条約あさり(treaty shopping)によって、「二重非課税」の抜け穴を探し出す

○「ハイブリッド・ミスマッチ」：事業体、取引、金融商品などに関する各国の取り扱いの違いを裁定

先進国間の税率引き下げ競争＝「底辺への競争」

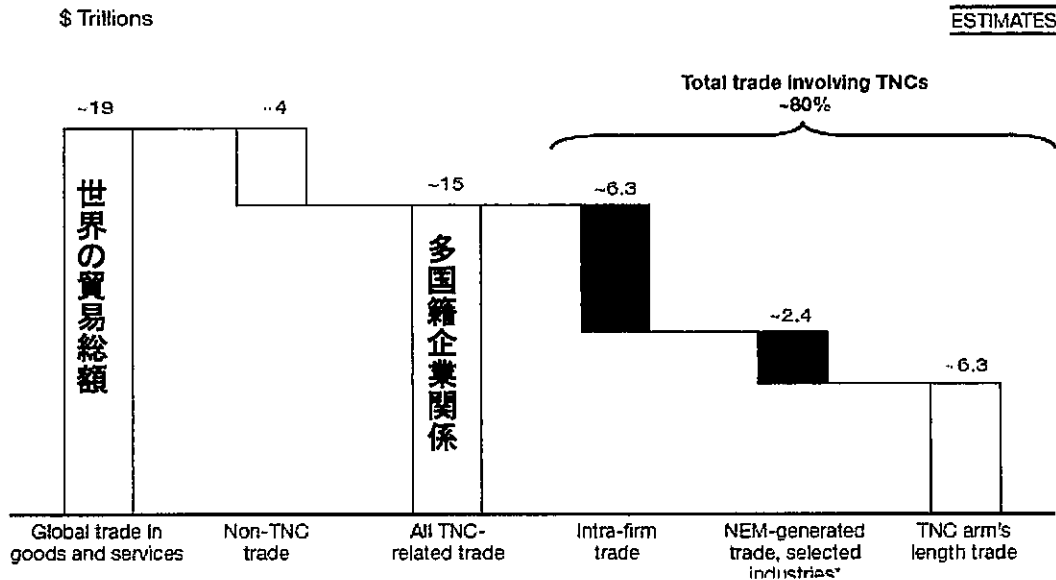
○タックス・ルーリング：個別の税の取極め Advanced Tax Agreement

○インバージョン：タックスヘイブン(or低税率国)に子会社を設立し、あるいは既存の会社を合併によって子会社とし、その子会社を親会社に逆転する企業の組織再編。

○パテントボックス：特許権など特定の知的財産権から生じた所得に対する法人税の軽減措置。

多国籍企業の生産の世界的連鎖

Figure IV.14. Global gross trade (exports of goods and services), by type of TNC involvement, 2010



- UNCTAD “World Investment Report 2013”

多国籍企業は先進国の税を逃れるだけでなく、途上国の富を奪うー巨大ビール会社の事例

○ガーナのビール会社・アクラ醸造社 (accra brewery) は、多国籍企業 SAB ミラー社 (世界第2のビール会社、世界1はアンハイザー・ブッシュ) に買収され、その子会社となる。

○SAB ミラー社は67か国に465の子会社を持つ多国籍企業。アフリカに醸造とボトリング64社を持っているが、それより多い65社のタックスヘイブン子会社がある。

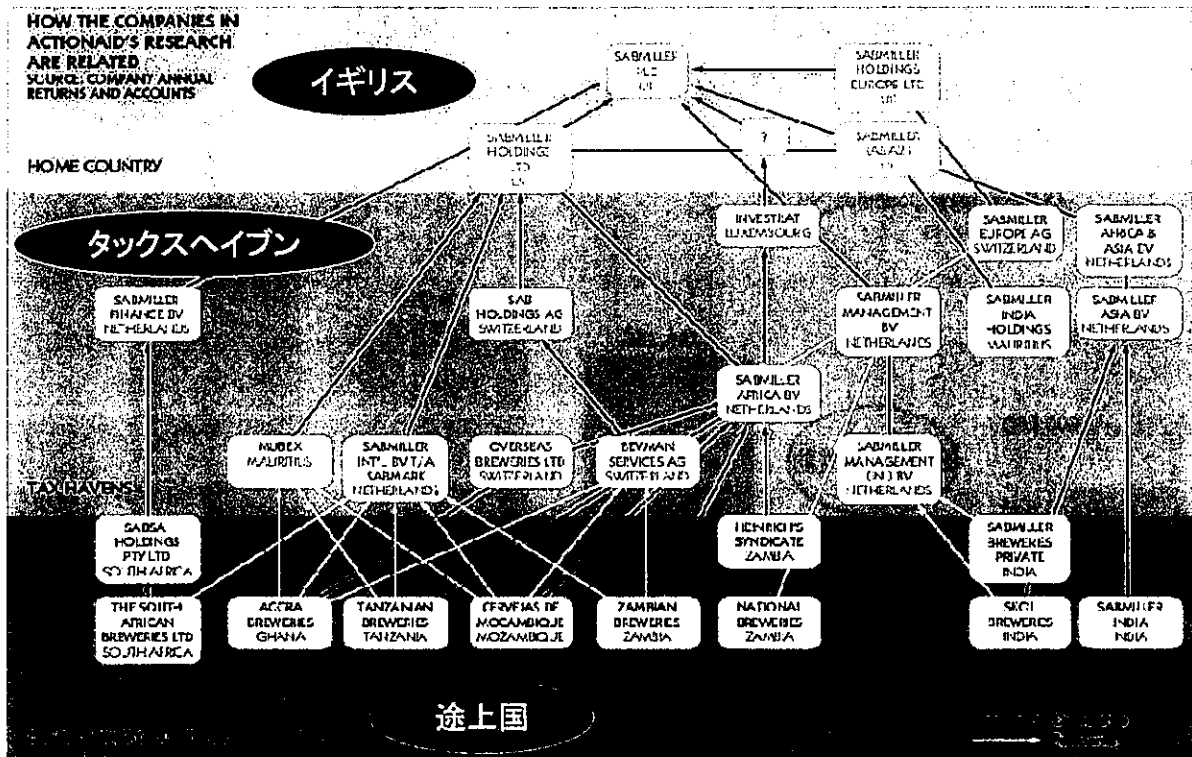
○ガーナのアクラ醸造社は2007-2010年に所得税納税したのは1年だけ。

○ガーナの税収は国民所得の22%にとどまり、深刻な財源不足。5歳未満の子ども死亡率はイギリスの13倍、人口の3分の1は毎年マラリアにかかる。

○税逃れの手法①ブランドをオランダの子会社に移す。オランダはloyaltyに課税しない。②スイスなどの子会社に「管理報酬 (management fee)」を支払う、③商品をモーリシャスの子会社 (税率3%) から仕入れる、④モーリシャス子会社から借金する (資本金の6倍の額 = thinly capitalised)

○タックスヘイブン子会社に送られたマネーは株主に対する配当としてイギリスに送られる。

多国籍ビール会社 SABミラー社の国際的企業構造



Actionaid "Calling time"

11

アフリカ諸国の税収規模とその内訳(%)

	ガーナ 2013	ケニア 2013/14	マラウイ 2013/14	ナイジェ リア 2011	シェラ レオネ 2013	南アフリ カ 2011/12	ザンビ ア 2013	ジンバ ブエ 2013
税収の GDP比	17.4	20.0	21.6	6.3	9.6	24.6	17.8	33.7
うち直 接税	8.0	10.0	9.6	2.3	4.2	14.1	9.2	14.1
うち間 接税	9.3	10.0	12.4	3.4	5.3	18.6	8.7	19.7
税収に 占める 間接税 の割合	53.4	50.0	57.4	54.0	55.2	35.0	48.9	58.5

Tax Justice Network Africa, Christianaid "Africa rising? Inequalities and the essential role of fair taxation" Feb 2014

12

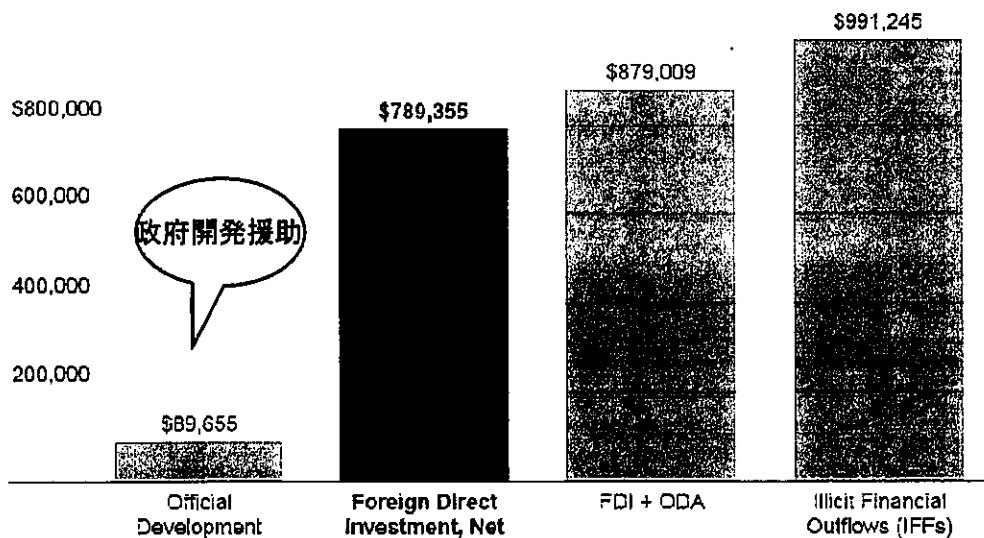
途上国からの資金の収奪

(税を納めないだけではなく、利益を持ち出す)

Illicit Financial Outflows, FDI, and ODA: 2012

(In millions of U.S. dollars, nominal)

All Developing Countries



GFI "Illicit Financial Flows from Developing Countries: 2003-2012"

13

狭まる包囲網

2013年～2014年に大きく進展—2015年は山場

- サミットで優先課題に
 - 2013.6 G8サミット(イギリス)
 - 2013.9 G20サミット(ロシア)
 - 2014.11 G20サミット(オーストラリア)
- OECD BEPS行動計画 2013.7 (15の行動計画、2015年までに具体化)

焦点① <自動情報交換制度>

共通報告基準(CRS)の承認(2014.7)

各国政府は金融機関から利子、配当、売却益などの所得、口座残高などあらゆる投資所得に関する情報を入手し、その情報を毎年他の国と自動交換する。

対象となる金融機関は銀行だけでなく、ブローカー、特定の集合投資体を含む。

対象口座は個人口座だけでなく、トラストや基金などを含む。それらを最終的に管理している個人を特定する。

焦点② <国別報告制度(CBC)>

国別報告書のガイドライン

多国籍企業がビジネスを行う各国・地域別に、収入、課税前所得、納税額を毎年報告する。

また同様に、各国・地域別の雇用者数、資本金、留保利益、有形資産を毎年報告する。

また各国・地域別の事業体(子会社等)を特定し、それぞれの事業の態様を報告する。



一般国民に開示されるかどうか問題

14

改革の具体的進展

- ヨーロッパ委員会(EU委員会)による調査—国家補助(state aid)の疑い
▽アイルランド政府によるアップル社に対する税の優遇取極め(Tax Ruling)。
ルクセンブルグ(対ファイアット)、オランダ(対スタバ)も調査対象。
→アイルランド政府はDouble Irishを2020年度までに廃止することを約束。

▽国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)による内部告発の暴露(いわゆる「ルクセンブルク・リーク」(2014年11月、28,000ページに及ぶ文書をリーク)によって、世界の340社の多国籍企業が、2002年から2010年にわたって、ルクセンブルク税務当局と秘密の取引(タックス・ルーリング)を行い、グループ内ローンによる利子支払いなどによって、利益をタックスヘイブンに移し、巨額の税を逃れていた事実が判明。PWCなど大手会計事務所が脱税を指南。

→EU委員会の調査、EU議会では調査委員会の設置の動き

○オバマ政権の動き

- ・FATCA(外国口座税務コンプライアンス法、2013.1施行)。アメリカ政府によるスイスの銀行に対する要求に対して、クレディ・スイスなどがアメリカの富裕者の口座の情報を提供。
- ・多国籍企業の海外利益に19%の税率で課税(オバマ大統領2016年度予算教書)

15

立ち上がる世界の市民

—2015年は貧困、格差拡大とのグローバルなたたかい、公正な税の実現、開発資金調達のための記念すべき年である。—

○「世界税金サミット」(2015.7)

オックスファム・インターナショナル(世界の貧困をなくすために、世界の約100か国で活動している国際援助団体)は、公平な税と不平等をなくすためのサミットの開催を呼びかけている。サミットにはすべての国と市民が招かれ、多国籍企業より市民の権利が優先される。

○開発資金のための第三回国連会議(2015.7 アジスアベバ)

世界の137の市民団体が、多国籍企業の利益移転などに取り組む税に関する政府間機構を創設することなどを提案。

○国連サミット(2015.9 ニューヨーク)

新しいミレニアム目標(ポスト2015)が決定される。世界の貧困問題の解決のための資金源として、公正な税のためのグローバルなルールの確立は不可欠。

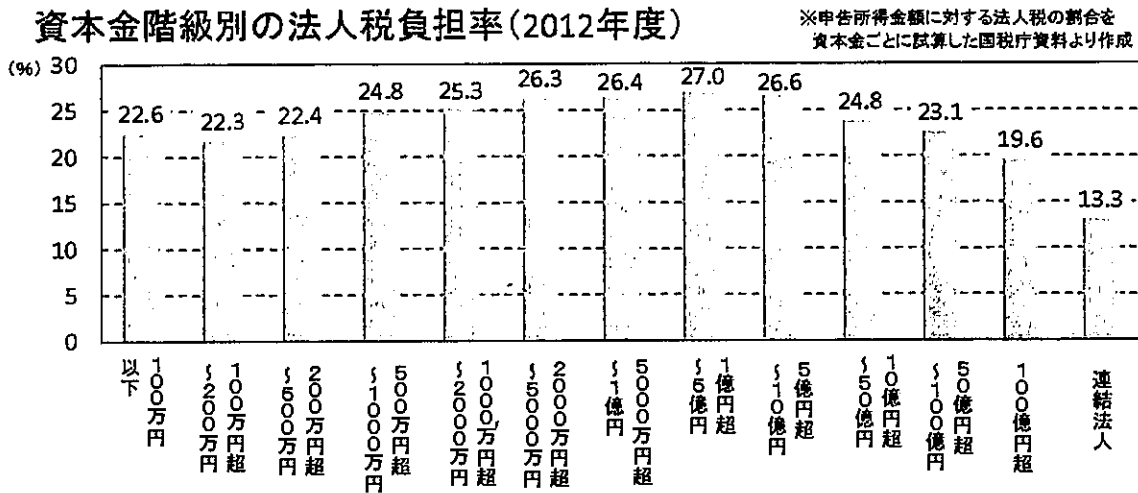
16

税金を払わない巨大企業

ゲストスピーカー
税理士 菅隆徳

(1) 大企業と中小企業の税負担の格差

(図1)

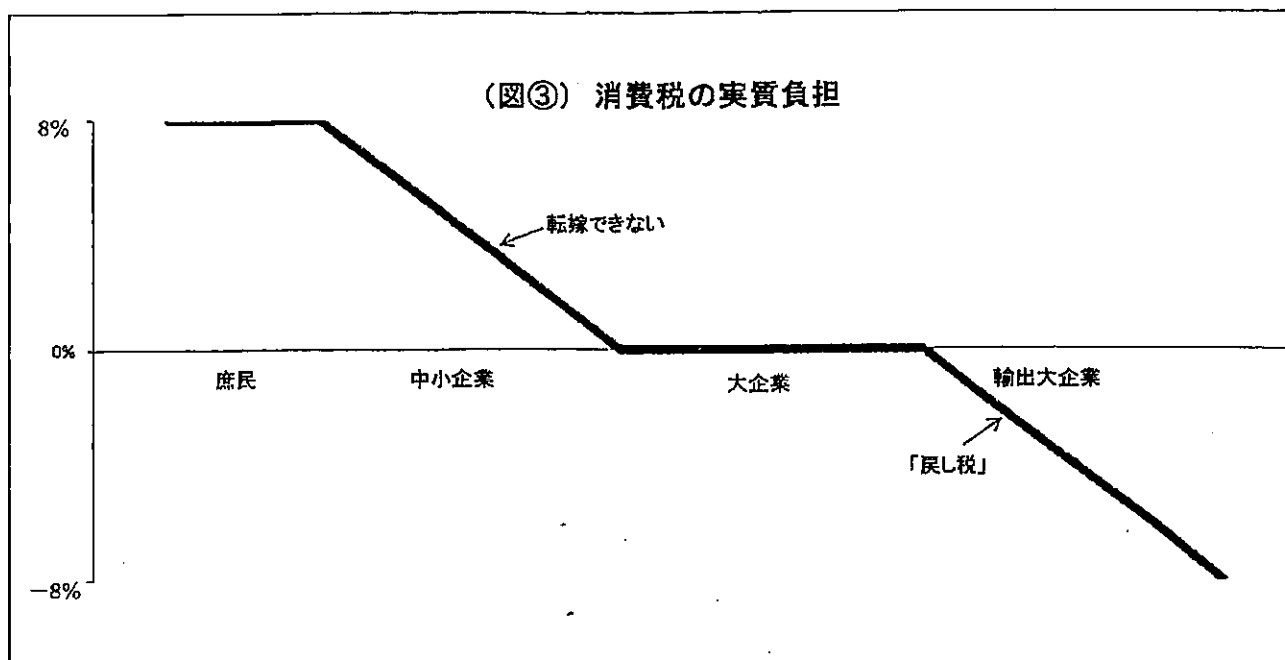


- ・資本金 100 億円超の大企業は、どの中小企業よりも税負担が軽い
- ・大企業は年間 5 兆円の法人税減税
- ・連結法人の減税・・・中小企業にはできない
- ・受取配当益金不算入
- ・海外子会社受取配当益金不算入
 - ・・・・・・中小企業は年間 800 円、トヨタは年間 4000 億円
- ・試験研究費の税額控除・・・・・・トヨタは年間 1342 億円減税 (2013 年度)
- ・大企業減税 (租税特別措置) は中小企業には実質適用なし。

(2) 消費税の実質負担

庶民と中小企業は重税、大企業は「免税」と「戻し税」

(図 2)



(出所) 消費税の課税の実態から税理士菅隆徳が作成。

大企業の輸出戻し税の金額

上位 10 社、2010 年度分

(単位：億円)

順位	企業名	年間還付税額 (国税 4%と地方税 1%の合計 5%分)
1	トヨタ自動車 (株)	2,246
2	ソニー (株)	1,116
3	日産自動車 (株)	987
4	(株) 東芝	753
5	キヤノン (株)	749
6	本田技研工業 (株)	711
7	パナソニック (株)	633
8	マツダ (株)	618
9	三菱自動車 (株)	539
10	新日本製鉄 (株)	346
	合計	8,698

注1) 湖東京至が各社の2010年4月～2011年3月期有価証券報告書にもとづき推定計算。

(出所) 斉藤貴男、湖東京至「税が悪魔になるとき」新日本出版社

武田知弘

富裕税を
導入すれば、
消費税は
いら
ない

税金は金持ち から取れ

税金は金持ちから取れ
富裕税を導入すれば、
消費税はいら
ない



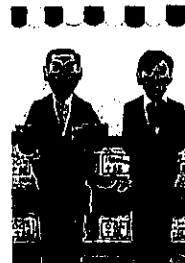
9784906605835

ISBN978-4-906605-83-5
C0036 ¥1300E

定価: 本体1300円 +税



1920036013005



消費税5%アップ 富裕税1%導入
10兆円 80兆円

トヨタの社長より高い庶民の税負担率!
年収3億円で20%、400万円で35%

■デフレの本当の正体

●バブル崩壊後の異常な雇用状況がすべての元凶

この20年の平均賃金と物価指数の推移

	この20年の物価指数(平成22年を100とした場合)	この20年の平均賃金
平成3(1991)年	97, 6	447万円
平成4(1992)年	99, 3	455万円
平成5(1993)年	100, 6	452万円
平成6(1994)年	101, 2	456万円
平成7(1995)年	101, 1	457万円
平成8(1996)年	101, 2	461万円
平成9(1997)年	103, 1	467万円(最高値)
平成10(1998)年	103, 7(最高値)	465万円
平成11(1999)年	103, 4	461万円
平成12(2000)年	102, 7	461万円
平成13(2001)年	101, 9	454万円
平成14(2002)年	101, 0	448万円
平成15(2003)年	100, 7	444万円
平成16(2004)年	100, 7	439万円
平成17(2005)年	100, 4	437万円
平成18(2006)年	100, 7	435万円
平成19(2007)年	100, 7	437万円
平成20(2008)年	102, 1	430万円
平成21(2009)年	100, 7	406万円
平成22(2010)年	100, 0	412万円
平成23(2011)年	99, 7	409万円

金融庁と国税庁の統計発表から著者が抜粋

●先進国でデフレで苦しんでいるのは日本だけ

●この10年の主要先進国の賃金(製造業・1時間あたり)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	円	ドル	ポンド	ユーロ	ユーロ
2000年	2266	18, 79	11, 47	21, 09	16, 66
2003年	2248	20, 75	12, 73	22, 74	18, 72
2004年	2289	20, 63	13, 21	22, 84	19, 35
2005年	2303	21, 58	12, 85	23, 28	19, 92
2006年	2314	22, 59	13, 29	24, 05	20, 62
2007年	2253	23, 60	13, 63	24, 65	21, 34
2008年	2288	24, 39	14, 44	25, 23	22, 02
2009年	2269	24, 85	14, 37	25, 63	22, 02
2010年	2244	24, 91	14, 18	25, 62	22, 79

データブック国際労働比較2013年度版より

●なぜサラリーマンの給料は下がり続けたのか？

非正規雇用の増加状況

年	人数	労働者に占める割合
1990年	870万人	20, 0%
1995年	988万人	20, 8%
1998年	1161万人	23, 5%
2000年	1258万人	25, 8%
2001年	1347万人	27, 1%
2002年	1394万人	28, 7%
2003年	1481万人	30, 2%
2004年	1538万人	31, 4%
2005年	1577万人	32, 2%
2006年	1646万人	33, 2%
2007年	1706万人	33, 6%

2008年	1719万人	33, 9%
2009年	1677万人	33, 3%
2010年	1690万人	33, 6%
2011年	1717万人	35, 4%

厚生労働省発表資料より

●この10年間、日本ではほとんど最低賃金が上がっていない

最低賃金上昇率の国際比較 2005年を100とした場合

国名	2005年	2010年
日本	100	109
アメリカ	100	141
カナダ	100	140
イギリス	100	117
韓国	100	133

各国統計より著者が作成

●賃金が下がれば経済が縮小するのは当たり前

サラリーマンの給料の総額

平成10(1998)年	223兆円
平成11(1999)年	217兆円
平成12(2000)年	216兆円
平成13(2001)年	215兆円
平成14(2002)年	208兆円
平成15(2003)年	204兆円
平成16(2004)年	202兆円
平成17(2005)年	202兆円
平成18(2006)年	200兆円
平成19(2007)年	201兆円

平成20(2008)年	201兆円
平成21(2009)年	192兆円
平成22(2010)年	194兆円
平成23(2011)年	196兆円
平成24(2012)年	191兆円

全国大学院生協議会報告

(1) 学費の値上げ

大学の学費はこれまで値上げされてきた。大学学費に対する、世代間の認識の差も、ここに起因している。

⇒ 国立大学初年度納付金標準額の推移は、

86,000円(75年)、372,000円(85年)、707,600円(95年)、818,000円(05年、15年)

(2) 政府が責任を負わない奨学金

学生の半分近くが利用する日本学生支援機構の奨学金は、その多くが有利子の奨学金。その額も大きく、平成25年度卒業生には、23人の学生が1000万円以上の奨学金を借入した。

⇒ 近年、無利子奨学金の拡充が行われているが、その多くは返還金が支えている。

(3) 過半数が生活費・学費のためにアルバイト

大学院生の経済的実態を端的に物語るのが、アルバイトの状況である。高学費と乏しい経済的支援の中で、アルバイトに従事せざるを得ない大学院生は多く存在する。

⇒ 52.6%がアルバイトに従事していると回答。

⇒ 目的として91.0%が「生活費あるいは学費（研究費）を賄うため」と回答。

(4) 就職や生活費・研究費、人生設計に不安を抱いている者が過半数、博士課程進学にも不安

大学院での研究・生活上の懸念（不安）については、「研究の見通し」・「生活費・研究費の工面」・「就職状況」に関して、全体の6割近くが不安を持っていると回答した。

⇒ 経済状況については、33.0%が「授業料の工面」に、30.0%が「奨学金の返済」に、それぞれ懸念・不安と回答。

(5) 「収入不足が研究に影響」が6割

こうした経済不安は、大学院生の研究実態を蝕んでいる。実に59.8%が、収入の不足によって研究に何らかの影響を受けていると答えている。

⇒ 「研究の資料・書籍を購入できない」が42.6%。

(6) 57.4%が「研究時間が十分に確保できず」、原因はアルバイト・雑務・心身の不調

57.4%が研究時間を十分に確保できていないと回答した。

⇒ その理由として、25.5%がアルバイトを挙げた。

1) 日本学生支援機構「日本学生支援機構について」2014年3月発表、日本学生支援機構ホームページ
(http://www.jasso.go.jp/shikinkanri/documents/26minkari_ir.pdf
) (2015年2月現在)

2014 年度全国大学院生協議会アンケート報告

はじめに

本報告書は、全国大学院生協議会（以下、全院協）が 2014 年に実施した「2014 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査」についてまとめたものです。大学院生の研究生生活および経済実態を把握する調査が皆無であったことから、その把握と研究環境改善に資することを目的に全院協で実施し始めて、今年で 11 年目になります。至らない部分もあるとは思いますが、全国の大学院生の声を形にすることができたのではないかと思います。回答してくださった大学院生のみなさまにこの場を借りてお礼申し上げます。

2012 年、日本政府は高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権 A 規約第 13 条 2 項 (c) の留保を撤回しました。しかし、高等教育や学術研究に対する予算は拡充されておらず、大学院生への経済支援や研究環境保障は未整備のままです。高額な学費、膨れ上がっていく奨学金貸与額、大学教員の増員施策どころかその減員による就職難等々から、多くの大学院生は強い不安をかかえながらの研究生生活を余儀なくされています。アンケート調査に寄せられた大学院生の切実な要求・声に基づき、以下の項目について、文部科学省・財務省・国会議員への要請をおこない、安心して研究できる環境を求めています。

I 「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」について

(1) 調査の目的・経過

本調査は、大学院生の経済実態を客観的に把握し、もって大学院生の研究及び生活諸条件の向上に資することを目的としている。全院協は、「大学院生がよりよい研究成果を出すためには安心して研究できる経済条件が何よりも必要である」との考えにたち、2004 年度から経済実態に関するアンケート調査を行ない、それを報告書としてまとめてきた。今回の調査で 11 回目となる。

(2) 今回の調査の実施状況

- ・ 2014 年 6 月中旬から 8 月 15 日にかけて実施した。(WEB 版は、7 月 10 日から 8 月 31 日まで)
- ・ 調査票は、「2014 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を使用し、前回は少し上回る 1000 枚を回収した (2013 年度は 798 枚)。
- ・ 今年度も、同様の調査票を用い、ウェブからの回答も受け付けた。回収枚数 1000 枚のうち、ウェブからの回答は昨年 (311 枚) より大幅に増加し 511 枚であった。

(3) 基礎的データ

- ・2014年度に大学院に在籍している者を対象とした。
- ・回答者の所属大学は82国公立大学である。
- ・基本属性

アンケート回答者の性別構成は、男性60.3%、女性38.1%、回答の意思なし1.6%である。年齢別にみると20～24歳が47.4%と最も多く、20代全体で81.4%を占めた。

学年別構成についてみると、M1が33.5%、M2が29.8%と修士課程が全体の3分の2以上を占め、博士課程在籍者は34.3%であった。これは、回答が修士課程在籍者にかたよっていることも考えられるが、大学院生全体として修士課程在籍者のほうが多いという状況を反映しているためと考えられる。

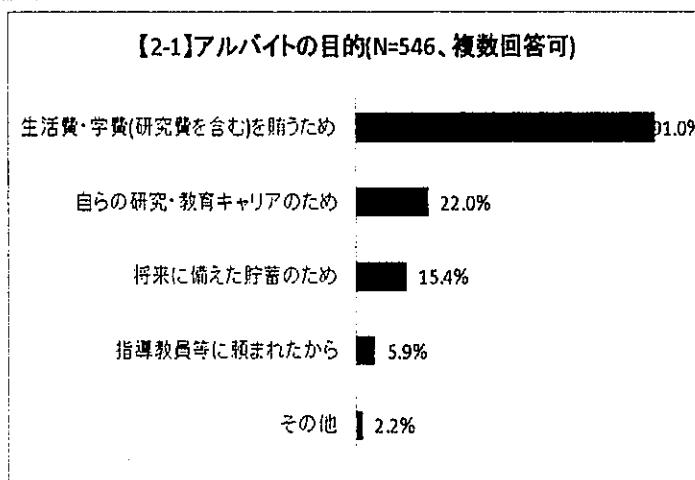
所属大学・機関では国立大学法人が60.7%と全体の3分の2を占め、公立大学、私立大学がそれぞれ7.5%、30.6%であった。学系別では社会科学系が36.7%を占め最も高く、人文科学系も35.8%を占めている。自然科学系は18.6%に留まっており、自然科学系（理工農学系・医師薬学系をあわせて「自然科学系」と表記）大学院生も含めた実態把握という点では、未だに不十分なものとなっている。今年度から調査を行った、専門職大学院に関しても、5.4%となっており、同じく不十分なものとなっている。

Ⅱ 収入不足とアルバイトの中で研究・生活上の大きな不安を抱く現代の 大学院生

(1) 過半数が生活費・学費のためにアルバイト

大学院生の経済的実態を端的に物語るのが、アルバイトの状況である。後に指摘するような高学費と乏しい経済的支援の中で、アルバイトに従事せざるを得ない大学院生は多く存在する。

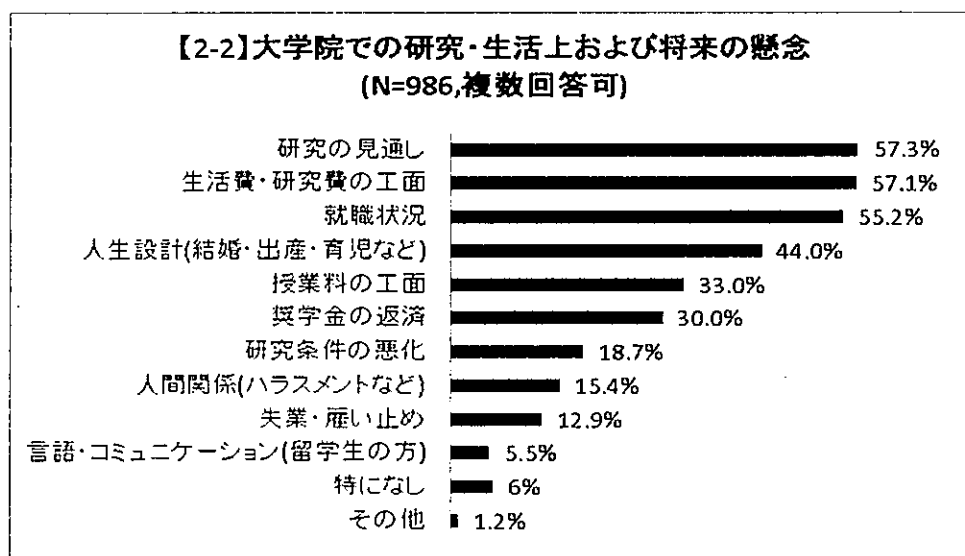
本調査では、52.6%がアルバイトに従事しており、その目的として91.0%が「生活費あるいは学費（研究費）を賄うため」と答えている（図表 2-1）。



(2) 就職や生活費・研究費、人生設計に不安を抱いている者が過半数、博士課程進学にも不安

博士課程への進学を希望する者のうち、7割近くが経済上・就職上の不安を訴えている。特に大学院での研究・生活上の懸念（不安）については、「研究の見通し」・「生活費・研究費の工面」・「就職状況」に関して、全体の6割近くが不安を持っており、ほぼ同率となっている。

また、経済状況については、33.0%が「授業料の工面」に、30.0%が「奨学金の返済」に、それぞれ懸念・不安を感じている。さらに、全体の4割以上が、人生設計（結婚・出産・育児）への不安を持っている。（図表 2-2）。

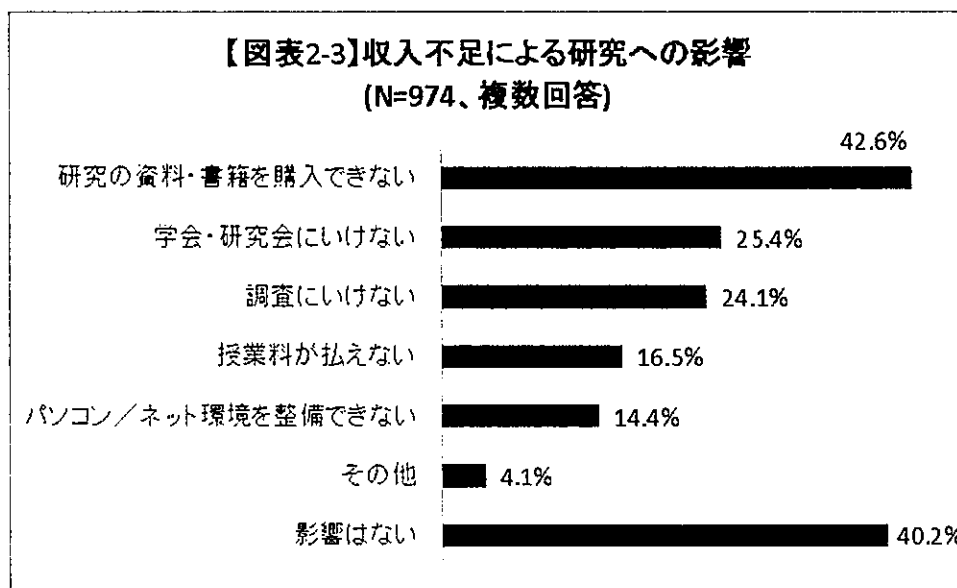


大学院生の声（自由記述欄から）

- 修士・博士課程に対する援助体制を整えてほしい。博士課程に在籍する学生を、経済的に支援する制度が整っていれば、博士課程に進みたかったです。(自由記述:66)
- 今年度、主たる家計支持者である父が失業しました。しかし、大学院の授業料免除や入学金免除は昨年度の収入に基づいて許可不許可が決定されるため、免除申請が不許可になってしまいました。
学部生の頃は、アルバイトを掛け持ちして授業料を払うことができていましたが、修士課程では研究に時間を割くためにはアルバイトを控えめにせざるを得ません。授業料を払っていいのか不安です。日本学生支援機構の奨学金は、実質的な借金です。近年の就職難を考えると、返済の見通しが立たず、大きな金額を借りることはためらいます。
民間の給付型奨学金は、対象者が東日本大震災の被災者や交通遺児、工業系企業に就職を希望する学生などに限られ、私に当てはまる条件の給付型奨学金が見つかりません。(自由記述:97)
- 金銭面で苦しく、自分の方向性を考えたときに博士進学をあきらめたのが、就活(公務員の勉強)がうまくいかず、研究もできなくなって、精神を病んでもう一年延長、博士進学に再び切り替え、金銭的負担がさらに増える・・・という悪循環に陥っているのが現状。生きてるのも疲れて、自殺しようとして、はじめて病んでいると気付いてもう一年(M3)を考えた。博士進学に関して親の理解あれども、親も精神病で辞職するので、金銭の心配はやはり付き纏う。(自由記述:241)

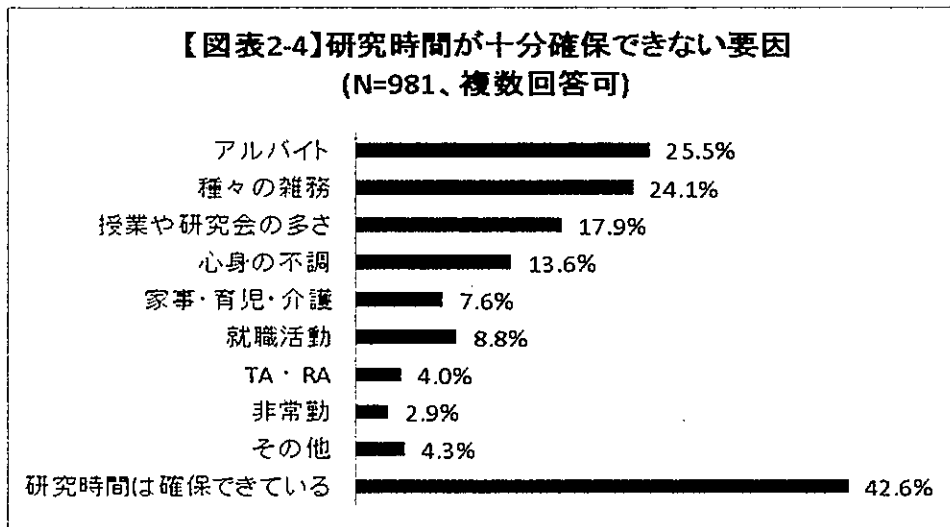
(3)「収入不足が研究に影響」が6割

こうした経済不安は、大学院生の研究実態を蝕んでいる。実に59.8%が、収入の不足によって研究に何らかの影響を受けていると答えている。具体的には、「研究の資料・書籍を購入できない」が42.6%、また「調査にいけない」「学会・研究会にいけない」も高い値となっている。



(4) 57.4%が「研究時間が十分に確保できず」、原因はアルバイト・雑務・心身の不調

さらに、研究時間について見ると、「研究時間は確保できている」と答えたのは42.6%で、残りの57.4%が研究時間を十分に確保できていないと答えている。その理由として、25.5%がアルバイトを挙げており、雑務は24.1%に上った。また、心身の不調を理由に挙げるものは13.6%であり、10人に1人以上が心身の不調を理由に研究時間を十分に確保できていないことがわかる（図表2-4）。



大学院生の声(自由記述欄から)

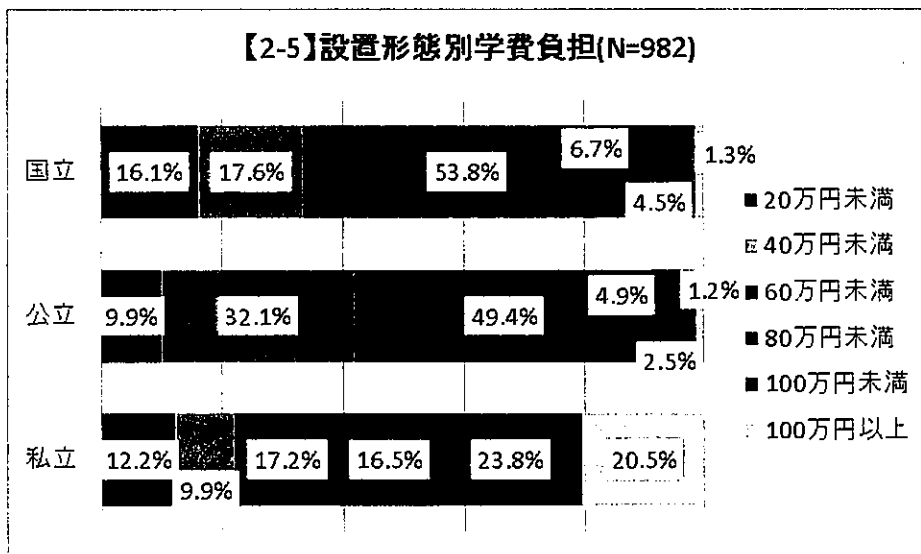
●自分の研究の見通しの甘さからM3になってしまった。そのせいで親からの僅かな仕送りさえ無くなり、アルバイトに追われて余計研究が出来ないという悪循環。生活費は毎月赤字で貯金は減る一方。さらに、学会・研究会の事務に、パートナーの病気など時間に追われることばかり。これでは研究に打ち込む時間など取れるはずがない。周りの院生は着々と成果を挙げているように見え、自己責任論や成果主義に取り込まれてはいけないと知りつつも焦りはある。幸いなのは、励まし合える仲間がいることだ。経済的な問題と、制度的な問題こそが今の大学院生を苦しめていると強く思う。今たたかえない自分が悔しいが、この苦しさを何としても乗り越えたい。(自由記述:84)

Ⅲ 研究と進学を阻害するいびつな高学費と返済の不安と応募をためら

う名ばかりの「経済的支援」

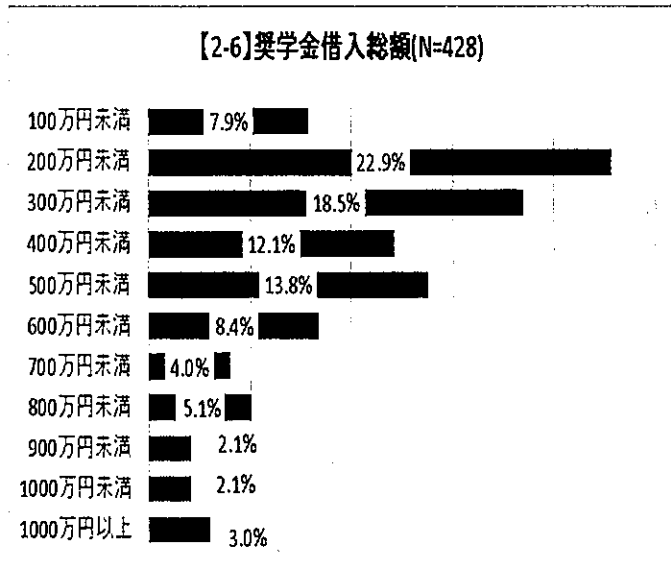
(1) 世界一高い学費と国公立の深刻な格差

大学院の初年度納付金の平均は、現在、国立 81.8 万円、公立 91.1 万円、私立修士 104 万円・博士 89.3 万円（全院協第 66 回全国代表者会議決議）であり、世界一の高学費とも言われている。アンケートでは減免後の授業料を聞いたが、結果は概ね上の傾向を示している。所属大学・機関別に見ると、国公立と私立大学間の格差が顕著である。国公立大学では 9 割近くの回答者が 60 万円未満と回答しているのに対し、私立大学では 60 万円未満は 39.3%であり、100 万円以上が 20.5%存在する。上記のように、大学院生の約 3 割は授業料の工面に不安を感じ、博士課程進学希望の修士課程生は、3 人に 2 人(66.6%)が懸念材料として経済上の不安を挙げている(図表 2-5)。



(2) 巨大な奨学金負担、総額 700 万円以上が 1 割以上

高学費の状況下で大学院生の命綱となる経済的支援はどうか。まず、奨学金を 55.9%の大学院生が現在受けている、ないし過去受けていた。貸与制奨学金の借入総額からは、負担の大きさが確認できる。利用者の中には、700 万円以上の奨学金を借りている者が 12.3%も存在する (図表 2-6)。

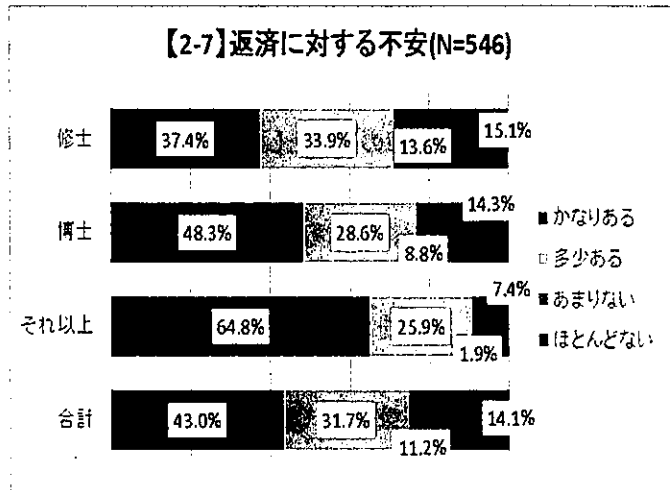


大学院生の声 (自由記述欄から)

- 経済的支援。国立大学の学費も高くなっているこの状況で、アルバイトせずに研究は続けられない。アルバイトすれば研究時間は短くなる。1000 万の借金を背負って、将来的な見通しが立たない。(就職支援:139)
- 日本学生支援機構の奨学金を借りようとしたが、親の年収が引っかけたてしまい借り入れることが出来なかった。給与形式の奨学金なら親の年収が採用条件に含まれるのは仕方ないが、日本学生支援機構の奨学金は貸与であり、実質「学生ローン」である。
なぜ教育現場に、このような貧乏人の足元を見るようなシステムが存在しているのかが気になる。そもそも、奨学金というのは優秀な人間を支援するためのものなので、所得制限などではなく、成績や業績を加味したシステムにすべきである。(自由記述:18)
- 授業料納入が困難と判断し休学措置をとったのですが、それによって TA・RA や学内の研究プロジェクトへの申請資格を剥奪されるため、研究業績の向上や経済的安定にほとんど結びつきません。むしろアルバイトづきの生活を余儀なくされ、研究の進捗を著しく阻害されているのが実情です。自分が厳しい競争の波にさらされている一方で、同じ分野を専攻する専任教員がほとんど研究実績をあげないまま安定した職位に居座っている現実も理不尽だと思います。給付型奨学金制度の施行と学振特別研究員枠の拡充を強く求めます。(自由記述:73)

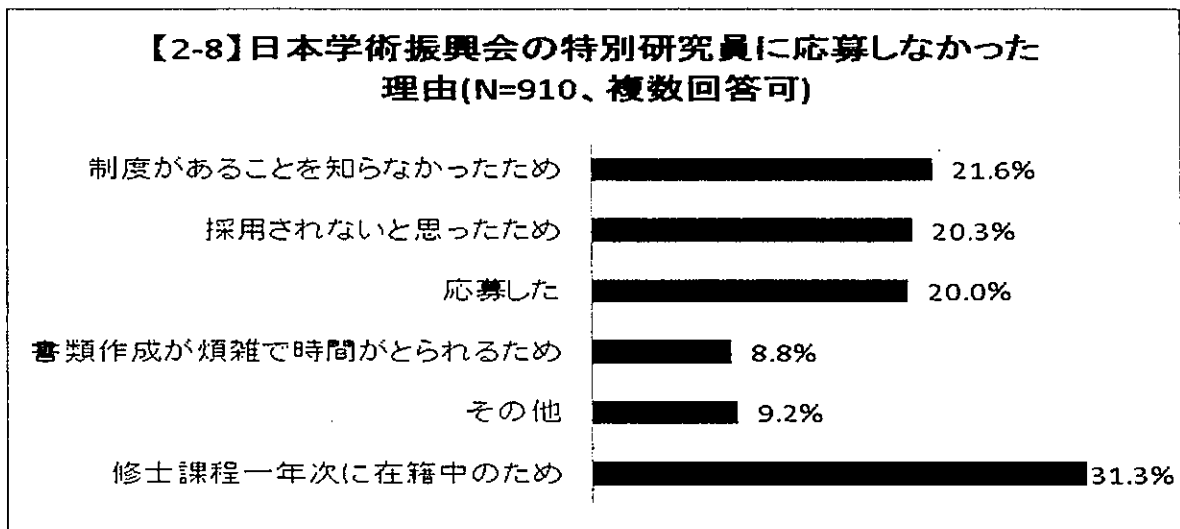
(3) 博士課程以上の学年では8割以上が奨学金の返済に不安

日本には、公的な給付制奨学金が存在しない。返還免除制度も極めて限られており、利子を加えて返還しなければならないものが4分の3を占めていて、返還には大きな困難が伴う。さらに、返還猶予期間は10年までとされ、返済が一定期間滞った者を個人信用情報機関に登録する、いわゆる「ブラックリスト化」も2010年に導入されている。返還に対する不安について聞いたところ、43.0%が「かなりある」、31.7%が「多少ある」と答え、74.7%が奨学金の返還に不安を抱えている（図表2-7）。



(4) 若手研究者支援制度は本当に機能しているのか

優秀な若手研究者を支援する制度として日本学術振興会特別研究員（学振）があるが、その採用は博士課程在籍者の約6%に過ぎない。本調査では20.3%が「採用されないと思ったため応募しなかった」と回答し、実際に応募した者は20.0%にとどまっている（図表2-8）。

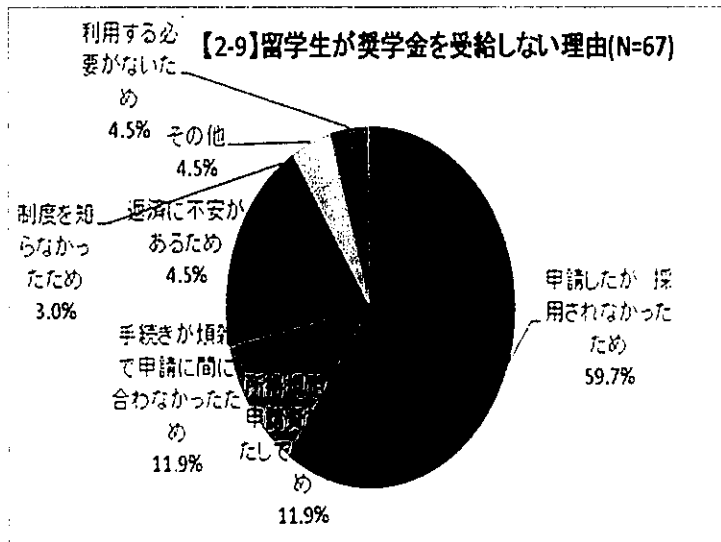


大学院生の声（自由記述欄から）

- 非常勤講師先が見つからず、講師歴がないためにさらに非常勤講師の口を見つけにくいという悪循環に陥っている。大学側から非常勤講師を斡旋してくれるような仕組みがあるとありがたい。また非常勤講師の要件として講師歴があるのは非合理的な場合が多いので、取り外してほしい。(就職支援:108)
- 大学側の就活に関する情報の伝達が、学部に対して大学院は徹底されていない。そのため、学部向け並みの対応を大学院に対しても求めたい。また、TAの時間と面接や試験の日が被ったりした時に、代替を求めることが難しい空気がある。人数が少ない大学院ではなおさらである。総じて、院生が学部生のような就活を行うのは難しい状況があり、その点に関する大学または教員らの理解が欲しい。(就職支援:208)
- 修士・博士課程を、学位の取得まで視野に入れて独立家計で目指した場合、奨学金を限界まで借りざるを得なくなる。多額の借金とアルバイトをしながらでないと研究が続けられない日本の研究環境は、ヨーロッパと比べると異常である。現状から、結婚しても出産・育児という選択は不可能である。(自由記述:65)
- 現在、非常勤講師をしながら博士論文を執筆しているが、OD 向けの支援が論文を書く上で不可欠だと感じている。論文執筆に時間が必要な OD 時代になぜ奨学金がもらえないのか？その上、授業料の負担をも平然と求める大学の現状を、本当に疑問に思う。わたし自身はこの3月まで正規雇用で働いていたため、貯金もあり研究にある程度時間が使えているが、心理的・身体的負担なく研究に取り組めるような支援が必要。(自由記述:111)

(5) 留学生の6割が、奨学金を申請したが採用されず

留学生への経済的支援に関しては、奨学金を受給しない理由としては「申請したが採用されなかった」が59.7%に上った(図表2-9)。上述のように、大学院生全体のみならず留学生の多くも収入の不足が研究に支障をきたしていると感じているにも関わらず、その多くは、奨学金を利用できていない。



大学院生の声 (自由記述欄から)

- 大学から在外研究費を支給してもらい、1年間海外で研究する機会を与えていただいた。しかし、そのような機会が多いとは言えず、日本国内で研究をする場合、学費の工面や生活、そして将来設計など不安は尽きない。いまは奨学金制度を利用していない。返済義務があるからである。返済義務を履行できない場合、「ブラックリスト」に載せるやり方は、本来の教育の在りかたはおかしい。こうした状況を看過するならば、教育・研究の質は間違いなく衰退していくと思う。(自由記述:41)
- 私は昨年子どもを産んで、4月からその子を保育園に預けて研究に復帰しました。そこで感じるのは、子どもを育てながら研究者という職を続ける難しさです。一般企業に勤めている女性が子どもを育てながら仕事を続けるのも大変なのに、研究者という職は非常に不安定で来年の収入の当てがない、経済的な不安を抱えた状態で、子育てを続けていかななくてはなりません。さらに、子どもを持っているという情報を就職活動で開示するべきかどうかとも悩んでいます(いきなりの休講や、次の産休を懸念されたりして採用を躊躇されそうな気がします)。子どもを持つことによって研究や、視野が広がるというこの利点をもっと大学側や行政に気づいてもらい、ママさん研究者の活躍できる場をもっと広げてもらいたいです。(自由記述:89)

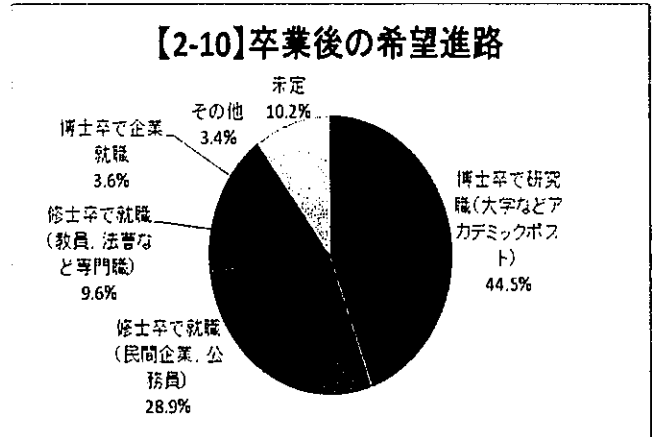
IV 就職不安と不十分な支援・研究環境と成果主義・業績主義の与える

負担感

(1) 深刻な就職状況に対し、就職支援は「不十分」24.2%、「わからない」過半数

就職問題は大学院生の重大な関心事であることは疑いない。既に見た研究・生活上および将来の懸念（不安）では、55.2%が就職状況に不安を抱えていることが分かる。卒業後の進路希望で最も多いのが「博士卒で研究職」の44.5%、次に多いのが「修士卒で就職」の28.9%という状況であり、就職状況および就職支援の改善が望まれる（図表 2-10）。

すなわち、博士課程に進学する上での懸念材料として66.6%が就職状況を上げているが、これには研究職とりわけ若手教員のポスト数の少なさや、雇い止め問題が、この不安に大きな影響を与えていることが予想できる。それにも関わらず、24.2%が「就職支援が十分に行われていない」と回答し、「わからない」も過半数に及ぶ。

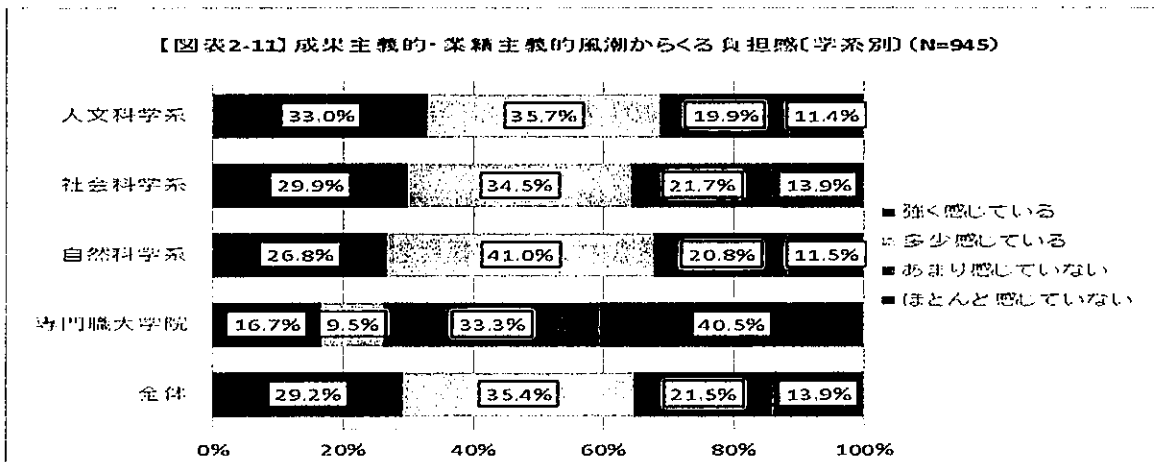


(2) 高い研究環境への不満、6割近く

大学院生の研究環境はどうなっているだろうか。56.0%が研究環境に不満があると回答し、具体的には、学内の研究スペース、必要な資料・書籍、PC・ネット環境などハード面での不満が目立つ。学内の研究スペースへの不満については、国立より私立が高くなっている。

(3) 成果主義・業績主義的な風潮による不安、博士課程では73.7%

院生全体の73.7%（強く感じている30.9%、多少感じている42.8%）が、成果主義・業績主義的な風潮による負担感を覚えており、学年が上がるごとに高くなる傾向がある（図表 2-11）。



V 留学生・社会人・女性・専門職大学院生の諸問題

本報告書では、数の上から十分に触れることの出来ていない留学生・社会人・女性・専門職大学院の大学院生であるが、これらについても多くの問題がある。不十分ながら、大学院生の声を紹介したい。

(1) 経済問題を抱える留学生

大学院生の声（自由記述欄から）

- 博士課程に進学したいのですが、奨学金がもらえるかどうかもわからず、将来の不安が感じます。もし生活費が保障できたら、博士に進学したいです。また、博士を取得した後の職業についても迷っています。(自由記述:15)
- 奨学金や研究助成金を申請してみましたが、非常に狭門なので、いずれも採用されなかったです。留学生向けの奨学金を拡充してほしいです。
書籍代や学会・研究会に参加するための費用を配慮することで、思う存分に研究を楽しめることはなかなかできません。(自由記述:57)
- 今年の大学の奨学金を申請しましたが、不採用の結果となりました。その不採用の理由を知りたかったです。今のところ、生活費と研究との両立がうまくできず、これからどうすれば良いのかとても不安です。奨学金の種類を増やして欲しいです。
また、学校には寮がありますが、家賃が民間のアパートよりも高く、場所もキャンパスに結構離れていますし、学生にとってはとても住みにくいです。それに、二つのキャンパスに両方授業があるので、住む場所を決めづらくて、毎月の交通費も結構かかります。通学時間もかかりますし、キャンパスの間に通学バスもないですし、とても大変です。これも改善してほしいです。(自由記述:98)
- 留学生です。アルバイトをしないと、生活ができない状態です。留学生向けの奨学金は名額〔※中国語で「定数」のこと〕が少ないので、申請することがなかなか困難です。アルバイトすると、研究時間が少なくなります。ほんとに体も心も疲れています。(自由記述:297)

(2) 社会人大学院生への不十分な経済・就職支援

大学院生の声（自由記述欄から）

●社会人学生なので、仕事との兼ね合いが難しい。特に感じるのは、金銭的な面。私の場合は、職場からの配慮で相当恵まれている方だとは思う。

しかし、大学院生活がメインで、フルタイムではない形での雇用形態に変更してもらっているため、金銭的にはその分減額される。日本学生支援機構の奨学金もあるので、日常生活を送る上では特段不便は感じないが、学費分を工面するのが正直苦しい。今回学費免除申請を出したが、却下された。今後も出そうと思っている。正直、金銭的な面で研究への姿勢が圧迫されることへの懸念が今相当にあるので、気持ち的にもゆとりを持った研究生生活を送れたらと思うと、金銭的なフォローの検討は今後も全院協としてもして頂けるとありがたい(周りの学生と話している、金銭的な面から、心身への何かしらの異常を来しはじめている、ということも聞かれているので)。(自由記述:79)

●学費が比較的安価な国公立の大学の人文・社会科学系の研究科で夜間および休日に授業をおこなう社会人コースはほとんどない状況です。退職して(退職までも零細 NGO に勤務していたので貯金はわずかでした)、進学することで、大きな経済的な負担と不安を抱えることになります。私立の場合、社会人コースを用意している大学院もありますが、学費は割高です。

入学後は、フルタイムでは仕事ができないので、アルバイトなどで生活のために仕事をする事になり、生活も困窮し、精神的な不安も大きくなります。このあたりの現実を知ることもなく、見切り発車で受験し、入学したので、とても大変です。国公立の大学院で社会人が働きながら、夜間コースを作れば入りたいと思う人はもっと多くなると思います(MBA やロースクールではない、人文、社会学系で)。(自由記述:146)

(3) 女性の大学院生にとっての出産・育児の問題と人生設計

大学院生の声（自由記述欄から）

- 基本的に支援がない。調査もない。育児室、学内保育が必要。全学的な要望調査。(育児支援:27)
- 授業料がこれほど高く、また調査研究にかかる費用も自分で負担しなければならないので奨学金を借りるしか方法がなく、多額の借金をかかえることになるので結婚も出産も望めない。子どもがいる大学院生を見ていると、子どもや家族のことなどで研究時間を十分に確保できないことが多々あり、その場合論文を完成させるまで在学期間を延長せざるを得ず、そうすると授業料がかさんでしまう。あるいは休学をするしかない。こういったケースへの柔軟な支援があればと思う。(育児支援:61)
- 学費が高い(国立ですが…それでも高い…)。今学期は授業料免除が通らなかったのどうやって工面するか悩みます。パートナーがいるからって金がとれると思う大学に腹が立つ。給付制奨学金制度の実現！！そして現在の学生ローンの実態はひどいと思うそれが普通ではないということがもっと世間一般に認知共有されたいなあ…と思います。院生だと博論が終わるまで子どもを作っちゃいけないんでしょうか？どちらか一つだけを追いかけることしかできないのでしょうか。今の大学は子どもを持ちたい/もつ大学院生に対してあまりにも冷たい、指導教員からも博論書き終るまではプライベートは…と暗に子作りしないほうがいいと言われました。それって君のたを装ったセクハラだよと心の中で思いながら何も言えません。院生でありながら子どもを産んで育てたい。それが普通になったらいいのに…。(自由記述:246)

(4) 専門職大学院生の抱える就職問題

大学院生の声（自由記述欄から）

- 法科大学院であるから、司法試験に合格するためにプラスになることが最大の支援であると考えるが、それ以外(一般企業等への就職)の支援については、全学的に実施されているものの、1年生の秋～2年生の春に案内があっても、まったく役に立たない(一般にはM1秋～M2春に案内を送るのは妥当と思われるが、法科大学院(未修)の場合は、3年制のため、2年生秋～3年生春に案内してもらわないと、意味がない)。(就職支援:109)
- 法科大学院制度が今後、廃止にならないか心配。自分が卒業するまではないとしても、その後、制度が変わるとしたら就職等に影響はないのか気になることです。(自由記述:180)
- 司法試験に合格しても司法修習では無給副業不可でそれを考えると将来が不安で勉強しているときも悩んでしまいます。安心して勉強したいです。(自由記述:219)

おわりに——大学院生の問題意識から——

本資料を締めくくるにあたり、自らの経済環境・研究環境についての大学院生の問題意識の声を取り出してみます。普段から研究を行う大学院生による社会への問題提起です。

経済的な問題以外にも、日々大学院生に対する世間の冷たさを感じています。学部では学べなかったことを学ぶために(特殊な領域)大学院に入ったのに、モラトリアムだ、甘えている、女なのに大学院までいってどうするなどと言われることも多く、悔しいです。……私のような院生の(学びたい分野が学べる大学院が限られている、国立などに入れるエリートではない)置かれた状況が明るみにでることを切に願っています。

博士課程に進学する際、多くの方は奨学金を借りて研究している。学術振興会等に採用されれば良いが、採用されない場合、学位を取る代償として、多額の借金を背負う。多額の借金を背負った状態で社会に出るのが常識化している現状、これはおかしいと思う。また、現在の日本企業は、人件費の低下を画策し、博士の採用に消極的である。これは……国内企業に就職する場合、学位をとるメリットをほとんど感じない。こんなのは日本だけであって、学位の重さを企業側は軽視しすぎだと思われ、それに対して大学教員が黙認している現状は異常だと思う。このような常識はずれの事態は、博士進学へのインセンティブをなくす方向に動くため、国内に優秀な研究者が育たない。社会構造や仕組みの面で、非常に問題があるのが現状だと思う。

こうした現実に対する分析の声が上がると同時に、しばしば垣間見えるのは、大学院生の失望ではないでしょうか。

ドクター(特に)は3年で出るのが当たり前という風潮がある。……結局ODでは日本学生支援機構は利用できず、お金を稼ぐためにアルバイトをしなければならなくなるだろう。……(論文の)量ばかり気にして、質を無視している成果主義的な雰囲気では本当に良い研究者は育たないと思う。十分に、安心して研究活動を行えるように日本でも給付型の奨学金ができることを願っている。

現在D3で今年度で奨学金がすべて終了してしまうが、博士論文を完成するまでにはまだ時間が必要なので、どのように収入を確保するかという問題を抱えている。非常勤講師の仕事をしているが、それでも十分な金額ではないし、非常勤講師は時間的制約が多く、コマ数が多くなればなるほど研究時間がとれなくなってしまふ。しかたなく、来年度からの就職先を探しているがなかなか見つからず、このまま研究が続けられるかどうか不安が増す一方である。

こうした問題は、大学院生自らが声を上げていく中で、社会的な理解を頂くことなしに解決することは困難です。よりよい経済環境・研究環境のもとで大学院生が研究を行うことが出来るよう、アンケートで集まった大学院生の「声」をしっかりと伝えていきます。



Français

Follow us

E-mail Alerts



More



[OECD Home](#) > [Newsroom](#) > OECD urges stronger international co-operation on corporate tax

Newsroom

Upcoming events
Publications and statistics
Secretary-General speeches
Photos and videos
Contact us

OECD urges stronger international co-operation on corporate tax

12/02/2013 - Global solutions are needed to ensure that tax systems do not unduly favour multinational enterprises, leaving citizens and small businesses with bigger tax bills.

An OECD study commissioned by the G-20 - [Addressing Base Erosion and Profit Shifting \(BEPS\)](#) - finds that some multinationals use strategies that allow them to pay as little as 5% in corporate taxes when smaller businesses are paying up to 30%. OECD research also shows that some small jurisdictions act as conduits, receiving disproportionately large amounts of Foreign Direct Investment compared to large industrialised countries and investing disproportionately large amounts in major developed and emerging economies.

"These strategies, though technically legal, erode the tax base of many countries and threaten the stability of the international tax system," said OECD Secretary-General Angel Gurría. "As governments and their citizens are struggling to make ends meet, it is critical that all tax payers - private and corporate - pay their fair amount of taxes and trust the international tax system is transparent. This report is an important step towards ensuring that global tax rules are equitable, and responds to the call that the G-20 has made for the OECD to help provide solutions to the global economic crisis."

Many of the existing rules which protect multinational corporations from paying double taxation too often allow them to pay no taxes at all. These rules do not properly reflect today's economic integration across borders, the value of intellectual property or new communications technologies. These gaps, which enable multinationals to eliminate or reduce their taxation on income, give them an unfair competitive advantage over smaller businesses. They hurt investment, growth and employment and can leave average citizens footing a larger chunk of the tax bill.

The practices multinational enterprises use to reduce their tax liabilities have become more aggressive over the past decade. Some, based in high-tax regimes, create numerous off-shore subsidiaries or shell-companies, each time taking advantage of the tax breaks allowed in that jurisdiction. They also claim expenses and losses in high-tax countries and declare profits in jurisdictions with a low or no tax rate.

The report "[Addressing Base Erosion and Profit Shifting](#)" does not suggest optimal tax rates - each government decides its own. In the coming months, OECD will draw up an Action Plan, developed in co-operation with governments and the business community, which will further quantify the corporate taxes lost and provide concrete timelines and methodologies for solutions to reinforce the integrity of the global tax system.

For more information, journalists can contact Pascal Saint-Amans, Director of OECD's Centre for Tax Policy and Administration by phone: + 331 45 24 91 08 or Pascal.Saint-Amans@oecd.org

About the OECD: The OECD is the global economic policy forum. It provides analysis and advice to its 34 member governments and other countries worldwide, promoting better policies for better lives.

[Tokyo Centre](#) > [ニュースルーム](#) > OECDが多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関するG20諸国向けの第1次BEPS提言を発表

OECDが多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関するG20諸国向けの第1次BEPS提言を発表

2014年9月16日

経済協力開発機構(OECD)は、本日、税源浸食と、納税の回避を狙った人為的な利益移転に歯止めをかけるため、一連の国際的な課税規則の設定を意図した税源浸食と利益移転(BEPS)に係るOECDとG20の共同プロジェクトに基づき、多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する第1次提言を発表しました。

アンヘル・グリアOECD事務総長は、今般のOECDの提言を発表するにあたり、「G20諸国は、税源浸食と利益移転を、世界の税収、主権、および公平な税制を脅かす深刻なリスクと捉えています。今般の提言は、現行の税制の隙間や抜け穴を突いて、より有利な課税措置を受けられる場所に人為的に利益を移転する企業の税務計画戦略に、国際的に合意し協調した対応をとる上で、欠かせない要素になると考えています。」と述べました。(スピーチ全文は[こちら](#))

OECDの取組みは、G20諸国の要請により、2015年までに対処すべき主要要素15項目を定めたBEPS行動計画に基づいて行われているものです。OECDとG20の共同プロジェクトは、参加国政府が、新たな国内規制が二重課税、コンプライアンス上の不当な負担、または合法的な国際取引に対する制約を招くことがないように取り計らいつつ、自国の税源を確保すると同時に、納税者に一層高い確実性と予測可能性を提供できるよう、支援することを目指しています。

特集： 格差と成長

2014年12月



雇用労働社会政策局

所得格差は経済成長を損なうか？

蔓延している所得格差の拡大が社会・経済に及ぼす潜在的な悪影響が懸念されている。最新の OECD 調査によると、所得格差が拡大すると、経済成長は低下する。その理由のひとつは、貧困層ほど教育への投資が落ちることにある。格差問題に取り組めば、社会を公平化し、経済を強固にすることができる。

所得格差の長期的な拡大

大半の OECD 諸国では、過去 30 年で富裕層と貧困層の格差が最大になった。現在、OECD 諸国では人口の上位 10% の富裕層の所得が下位 10% の貧困層の所得の 9.5 倍に達している。これに対し、1980 年代には 7 倍だった。

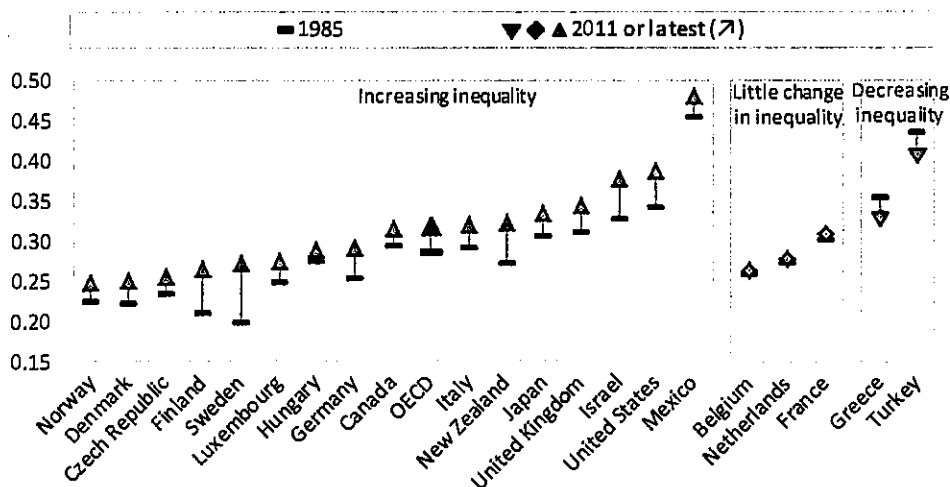
所得分布の最上位層の平均所得が特に増加している。しかし、大幅な所得変動は最下位層でも見られる。多くの国では、下位 10% の所得層は、好況時の伸びがはるかに緩やかな一方で景気下降時には落ち込み、相対的（一部の国では絶対的）所得貧困が政策の関心事となっている。

所得格差の拡大

所得格差の拡大は、最上位 10% の所得層と最下位 10% の所得層の格差拡大に見られるだけでなく、格差を測るジニ係数（完全な所得平等を示すゼロから 1 人が全所得を独占する 1 までの範囲）の拡大にも見られる。OECD 諸国のジニ係数は、1980 年代半ばには 0.29 だったが、2011/12 年には 0.32 へと 3 ポイント上昇していた。

ジニ係数は、長期の時系列データを入手可能な OECD の 21 カ国中 16 カ国で上昇した。フィンランド、イスラエル、ニュージーランド、スウェーデン、米国では 5 ポイント以上上昇し、ギリシャとトルコにおいてのみ小幅低下した（図表 1）。

1. 所得格差は大半の OECD 諸国で拡大
所得格差を測るジニ係数、1980 年代半ばと 2011/12 年



出典: OECD 所得分配データベース (<http://oe.cd/idd>).

格差は成長とどのように連動するか

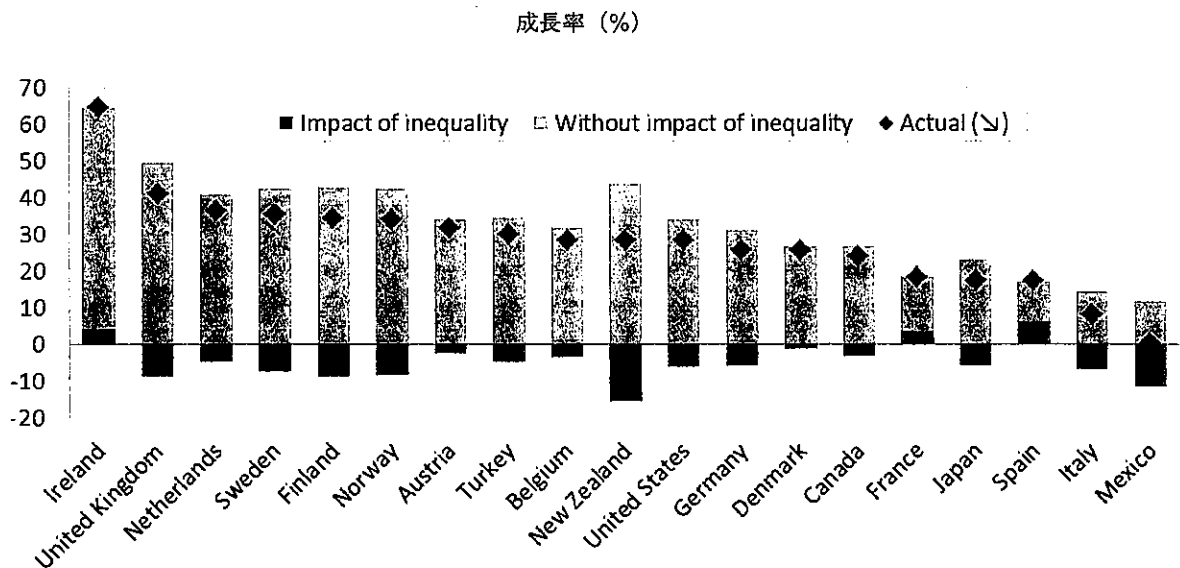
OECD の新たな分析は、所得格差は、統計的にもその後の中期的な成長に悪影響を及ぼすことを示唆している。ジニ係数が OECD 諸国における過去 20 年間の平均的な上昇幅である 3 ポイント上昇すると、経済成長率は 25 年間にわたり毎年 0.35% ずつ押し下げられ、25 年間の累積的な GDP 減少率は 8.5% となる。

これは各国の成長軌道にとって何を意味するのか。図表 2 は、格差が 1985～2005 年に変動していなかった場合、1990～2010 年に

GDP 成長率はどの程度上昇または低下していたかを示したものである。(2005 年以降の直近の格差動向については、将来の成長パターンに影響するので、考慮されていない。)

推計によれば、メキシコとニュージーランドでは、格差の拡大が成長率を 10% 以上、英国、フィンランド、ノルウェーでは 9%、米国、イタリア、スウェーデンでは 6-7% 押し下げた。他方、スペイン、フランス、アイルランドでは、経済危機前の格差縮小が 1 人当たりの GDP の増加に寄与した。

2. 格差変動 (1985～2005 年) のその後の累積的成長 (1990～2010 年) に対する影響 (推計)



注：格差の変動が 1990～2010 年の 25～64 歳人口 1 人当たりの GDP 成長率にどのような影響を及ぼすかを推計したもの。「Actual (実際)」は、実際の 1 人当たりの GDP 成長率。「Impact of inequality (格差の影響)」は、OECD 各国の実際の格差変動 (1985～2005 年) および分析により推計された格差の成長に対する影響に基づき算出。「Without impact of inequality (反事実)」は、「Actual」から「Impact of inequality」を引いた差で、格差の変動がなかった場合の成長率と解すべきものを示す。ドイツの「Actual」成長率は 1991 年以降。オーストリア、ベルギー、スペイン、アイルランドの場合、格差の変動は 1985～2000 年。

主要な要因は下位中間層の相対所得

格差が成長に及ぼす影響にとって最大の要因は、低所得世帯とそれ以外の所得層間の格差である。悪影響は、最下位 10% の所得層ばかりでなく、所得分布の下位 40% までの全ての所得層まで及ぶ。これらの結論は、政策は貧困の問題に取り組むだけでなく、より広義に低所得の問題に取り組む必要がある、ということの意味する。

再分配は成長を阻害しない

格差是正への最も直接的な政策ツールは、税と給付による再分配である。分析によれば、

再分配そのものは経済成長を押し下げるものではない。もちろん、これは、全ての再分配措置が同じように成長に資する、ということではない。対象を適切に絞り込んでいない、あるいは、最も効果的なツールを重視していない再分配政策は、資金の浪費と非効率の温床になりかねない。

格差はなぜ成長を押し下げるのか

統計データは、格差が成長に及ぼす影響について、ある特定の説を強く支持している。所得格差は、人的資源の蓄積を阻害するこ

とにより、不利な状況に置かれている個人の教育機会を損ない、社会的流動性の低下をもたらし、技能開発を妨げる、というものである。

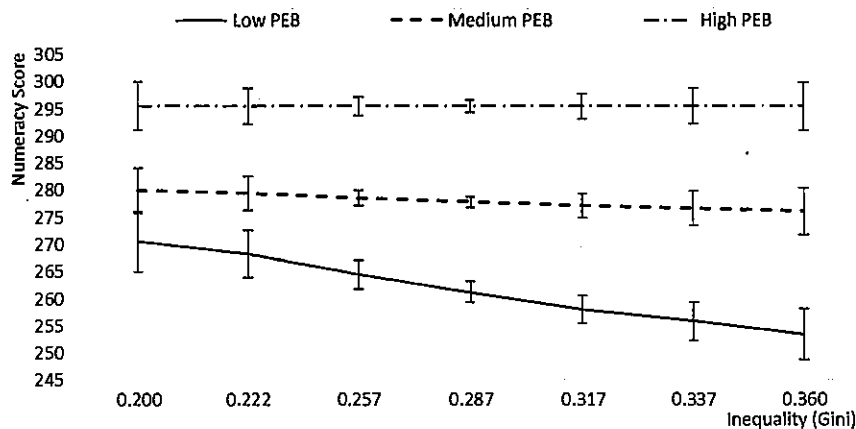
社会的背景の影響

教育関連のデータや最近の OECD 成人技能調査 (PIAAC) に基づく分析によれば、所得格差が拡大するにつれ、低学歴の両親を持つ個人の人的資本は悪化する。これに対し、中学歴または高学歴の両親を持つ個人の人的資本はほとんどあるいは全く影響を受け

ない。これらのパターンは教育の量 (就学年数など) と質 (技能習熟度など) の両面について言える。図表 3 は、そのことを数学の得点で示したものである。所得格差が 6 ポイント (2010 年の米国とカナダの差に相当) 拡大すると、両親が低学歴の個人の得点が約 6 点低下する。これは、両親が中学歴の個人との格差の約 40% である。

要するに、分析によれば、格差は不利な状況に置かれている個人の教育機会と上方流動性に大きく影響するのである。

3. 両親の学歴別の数学平均得点と格差



注：14 歳頃の時点における格差水準別の、低学歴、中学歴、高学歴の両親を持つ個人の数学平均得点推計。「Low PEB (低学歴の両親)」は、両親がともに後期中等教育の未修了者。「Medium PEB (中学歴の両親)」は、少なくとも両親のいずれかが中等教育および高等教育以外の後期中等教育の修了者。「High PEB (高学歴の両親)」は、少なくとも両親のいずれかが高等教育の修了者。横線は各グループのベースライン確率、縦線は 95% 信頼区間を示す。X 軸のジニ係数の値は、格差指数に関する基礎分布の百分位数、特に第 25 百分位数 (0.257)、中間値 (0.287)、第 75 百分位数 (0.317) を示す。

いかなる政策で対応できるか

所得格差の趨勢的な拡大が多くの OECD 諸国において成長を押し下げていることを示す統計データは、政策面に重要な結果をもたらす。特に、この統計データは、政策決定者は必ず成長促進と格差対策のトレードオフ関係に対処しなければならないとする見方に異を唱えるものである。OECD のこれまでの分析が明瞭に示しているように、成長の恩恵は自動的に社会全体に波及するわけではないが、新たな統計データは格差問題は成長にとり重要であることを示唆しており、成長促進と格差対策のトレードオフ関係という見方に終止符を打つ。格差の抑制や逆転を促す政策は、社会の公平化に繋がるばかりでなく、富裕化にも繋がり得るのである。

成長を阻害するのは貧困または人口の最下位 10% の所得のみではない。その代わりに、

政策決定者はより全体的に、どうすれば下位 40% の所得層がうまくやっていけるようになるかに関心を持つ必要がある。この中には、経済の回復と将来の成長から恩恵を受けられないまたはそれらに貢献できない恐れがある、立場の弱い下位中間層も含まれる。貧困防止対策のみでは十分ではない。現金移転ばかりでなく、質の高い教育や訓練、保健医療などの公共サービスへのアクセス拡大も、長い目でみれば、機会均等化を進めるための長期的な社会的投資なのである。

政策は、低所得層の正規教育への投資不足という歴史的遺産にも立ち向かう必要がある。技能開発を促進するための戦略には、就労生活の全般にわたり、低技能者向けの職業訓練や職業教育を改善していくことも含まれていなければならない。

主要な結論：

- 富裕層と貧困層の格差は今や大半の OECD 諸国において過去 30 年間で最も大きくなっている。
- このような所得格差の趨勢的な拡大は、経済成長を大幅に抑制している。
- 所得格差の全般的な拡大は、他の所得層を大きく引き離している 1%の超富裕層にも牽引されているが、成長にとって最も重要なのは、置き去りにされている低所得の世帯である。
- 格差の成長に対するマイナス影響は、貧困層ばかりでなく、実際には下位 40%の所得層においても見られる。
- これは、とりわけ社会的背景の貧しい人々は教育に十分な投資をしないためである。
- 租税政策や移転政策による格差への取り組みは、適切な政策設計の下で実施される限り、成長を阻害しない。
- 特に、再分配の取り組みは、人的資本投資に関する主要な決定がなされる対象である子供のいる世帯や若年層（を重視するとともに、生涯にわたる技能開発や学習を促進すべきである。

参考文献

Cingano, F. (2014), "Trends in Income Inequality and Its Impact on Economic Growth", *OECD SEM Working Paper No. 163*, www.oecd.org/els/workingpapers.

OECD (2014), "Rising Inequality: Youth and Poor Fall Further Behind - Income Inequality Update - June 2014".

OECD (2014), "Focus on Top Incomes and Taxation in OECD Countries: Was the Crisis a Game Changer?".

OECD (2011), *Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising*.

出典

この資料の出典は OECD (2014), "Focus on Inequality and Growth - December 2014". この資料、図表とデータは www.oecd.org/social/inequality-and-poverty.htm でダウンロード可能。

連絡先

Michael.Forster@oecd.org Tel: +33 1 45 24 92 80 Twitter: [@OECD_Social](https://twitter.com/OECD_Social)

Federico.Cingano@oecd.org Tel: +33 1 45 24 94 75 Twitter: [@OECD_Social](https://twitter.com/OECD_Social)

注

資料の図表中の (↑) または (↓) は増加する (または減少する) 順に左から右へ国を並べた指標と関係している。

イスラエルの統計データは、関連のイスラエル当局から提供されたものを使用。OECD による当該データの使用は、ゴラン高原、東エルサレム、西岸のイスラエル入植地の国際法上の地位を損なうものではない。

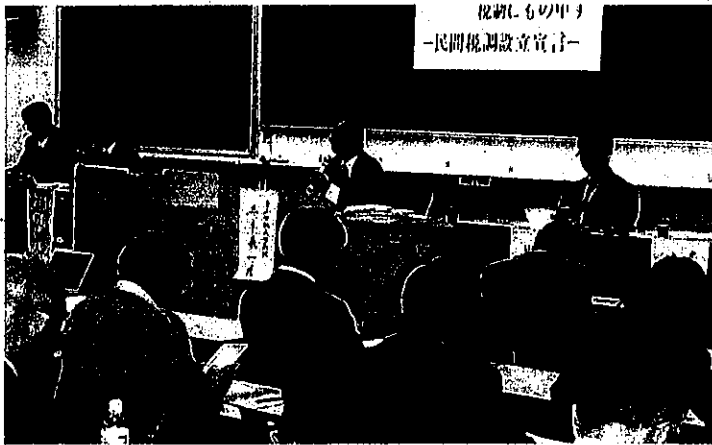
本文書は、OECD 事務総長の責任に基づき公表されている。本文書において表明されている見解および用いられている議論は必ずしも OECD 加盟国の公式見解を反映していない。

本文書および本文書中のいかなる地図も、何らかの領土の地位又は主権、国境帯又は国境線の画定、何らかの領土、都市、地域の名称を侵害するものではない。

格差是正促す税制を

「格差を是正するため、豊かな人に多く課税すべきだ」と考える学者や弁護士らがつくる二つのグループが、中間層や低所得者層にとって公平な税制を導入させるための活動を始めた。富裕層増税の必要性を訴えるフランス人経済学者、トマ・ピケティ氏の著書「21世紀の資本」が、世界的ブームになっているのが追い風になっている。

(白井康彦)



民間税調の設立イベント＝東京都渋谷区の青山学院大で

「最近の税制改正は経済成長優先。格差是正の視点が足りない」

青山学院大(東京都渋谷区)で八日に開かれた民間税制調査会の設立イベント。日本弁護士連合会税制委員会副委員長を務める志賀桜弁護士らが強調すると、会場いっぱい約二百人が大きくうなずいた。

民間税調は、主権者の国民に税制の新たな選択肢を示すのが目的。民主党政権時代に政府税制調査会専門委員会委員を務めた三木義一・同大法学部長、エコノミストの水野和夫・日本大国際関係学部教授らが呼

民間の2団体 導入目指し活動

び掛け人になった。与党税制改正大綱が公表される年末に、独自の税制改正提案を発表する予定だ。

一方、十五日には「公正な税制を求める市民連絡会」(仮称)の準備会が東京都内で緊急シンポジウム「税金を払わない巨大企業」を開く。

準備会の呼び掛け人は、宇都宮健児・元日弁連会長、反貧困ネットワーク世話人の赤石千衣子氏、名古屋市の司法書士で奨学金問題対策全国会議幹事の水谷英二氏ら。緊急シンポジウムは、国税庁OBの富岡幸雄・中央大名誉教授が基調講演する。

年金や介護、生活保護などの社会保障の充実や大学

生向け奨学金の給付制化を求めてきた人が、呼び掛け人の中心。「負担能力に見合うように巨大企業や富裕層に増税を求めていけば、財源は確保できる」と考えている。今後は新たな税制を提案し、税制改正の決定過程をチェックする。

た後の二三年の国会でようやく関連法案が成立した。民間税調や準備会の呼び掛け人らは、「所得税や相続税の最高税率は、引き上げの余地がある」と判断。ピケティ氏が資産額が多いほど税率が高くなる国際協調型の資産課税を提案しており、導入を検討すべきだと考えている。

税制改正は毎年行われており、年末に与党が税制改正大綱をまとめ、それに沿った法案が翌年の通常国会で審議される。衆参両院で圧倒的な議席を占める自公政権では、特に富裕層増税に消極的な自民党の意向が強く反映されている。

ただ、大企業や富裕層増税を実施すれば、海外への資金移動が急増する懸念も。カリブ海のケイマン諸島などタックスヘイブン(租税回避地)を研究する志賀弁護士は「資金移動の対策を同時に考えなければ無責任だと指摘している。

例えば、一九八三年に75%だった所得税の最高税率は現在45%。二〇〇二年は70%だった相続税最高税率は55%に。一〇年には、当時の民主党政権が相続税増税を税制改正案に織り込んだが、自民党の抵抗で実現が遅れ、自民党政権になっ

「巨大与党に対抗する力が分散されるのでは」という市民からの指摘も出ている。

「ピケティ人気」追い風

今

回のピケティブームは、閉塞感に満ちた日本の状況をよく表していると思う。これまで日本では、労働者派遣法の改正、リーマン・ショック、年越し派遣村など、格差の問題が出る度に苦境にあえぐ人々がクローズアップされ、議論が起きた。しかし、セーフティネットに関わる具体的な施策は実行されず、時間とともに忘れ去られてきた経緯がある。貧困者の生活は何も向上していない。世界的に見ても、先進各国で格差が拡大していると言われ続けているが、根本的な解決策は見いだされていないのが現状だ。

こうした状況のなかで現れたピケティは、貧困や格差是正を訴える

格差是正の最後の希望

あまみや かりん
雨宮 処凛
(作家、「反貧困ネットワーク」副代表)



人々にとって新たな活路、あるいは最後の希望のようなものさえ感じられる。富の偏在が長年の膨大なデータによって実証されているため、説得力が高い。こうした論者が登場することで問題が再びクローズアップされ、議論される契機になる。

欧米と違い、日本では格差がそれほど深刻でないという声があるが、私はそうは思わない。格差を感じていない人は、貧困に苦しむ人と日常生活で関わることがないというだけだろう。厚生労働省の調査によれば、可処分所得をもとにした相対貧困率は2012年時点で16・1%にも上り、現実にはぎりぎりの生活を送っている人が数多くいる。

私が取材したなかでも、養護施設に入るまで靴下をはいたことがなかった小学生がいるし、新卒で正社員になれなければ人生が終わったとふさぎ込む人がいる。特に、非正規雇用者は収入が低く、雇用の問題は格差の問題と切り離すことができない。彼らの社会保障を厚くすることで、経済成長が阻害されると思われる人がいるようだが、それは逆だ。セーフティネットがあればこそ、若い人は新しいことにどんどん挑戦でき、社会が活性化する。非正規雇用者はすでに労働者の4割を占め、社会を支えている存在だ。これを契機に議論が高まることを期待している。



当事者報告「生活保護」

私は、生活保護基準引き下げ処分の取消を求める、集団訴訟の原告の1人です。

2012年8月に始まった生活保護基準引き下げについて、私がまずいちばんに問題だと感じたのは、財政負担などを理由に、生活保護受給者である私たち当事者の実情をまったく考慮せずに行われたということです。

私はもう何年もお風呂に入っていません。自宅に設備が無いわけではなく、節約のためです。一回風呂をつくるだけでもガス代が高つくので、年間を通してシャワーのみで済ませています。しかしお湯の温度を1℃上げるごとにガス代がどんどん上がるので、夏以外は1日から2日おき、ひどいときは3日以上開くこともあります。そのような状態で外出するので、自分が臭わないかと気にしながら人と接することとなり、それはとても恥ずかしく惨めなものです。

また、私はうつ病を持っています。うつ状態とは高熱が出たときによく似ており、体はとても重く感じられ、頭はもうろうとなります。そのような状態でも、特売品のためにスーパーへ向かいます。おそらく多くのお客さんがやられているように、普段から少しでも安いものを求めてお店をはしごしたり、野菜や日配食品が値下げされるのを待ってから買ったりにしていますが、病気の影響もあって心身への負担は大きく、買い物の節約は容易ではありません。

さらに高齢の方や障がいをお持ちの方などは、自宅からいちばん近い店へ行くだけでもやっとなで、セールの店をはしごするなど不可能であり、節約をしたくてもできないので、一日の食事の回数を減らすなどして辛いとおっしゃっています。

私の話に戻りますが、ひどいうつ状態の時は照明などの光や音さえも辛く感じられるため、すべての電源を切って、暗い部屋の中で横になり、何もできずに一日中ひとりでじっとしています。そんな時にも「これも節約になっているはず」と思います。というのも、普段から私は体調のためにどうしても家で過ごす時間が長くなってしまっているので、日中外出している人々に比べて光熱費は高くならざるを得ないからです。

また、私は精神科のデイケアに通っていた期間がありましたが、そこでは昼食が出ないので節約のために弁当を持参していました。しかし、その弁当を作ることで消費してしまい、肝心のデイケアに参加することができなかったことが何度もありました。

このように普段からできる限りの節約を心がけていますが、消費税の増税そして円安などの影響による物価の上昇で生活は苦しくなる一方です。さらに私の場合はうつ病による過食嘔吐の症状があるため、体調により出費が多くならざるを得ません。過食のような摂食障がいはいは、やりたくてやっているのではなく、自分の意思でコントロールできるものではありません。

さらに、来年度から冬季加算も減額されることが先月発表されました。冬季加算とは暖房費だけでなく、防寒着の購入のなども含まれた越冬のための費用です。現在私に支給されているのは月額 2,800 円です。最近値下がりしている灯油でも月に 2 缶も買えない金額で、現在も足りない分を生活費から補填している状況です。それがなぜ引き下げられるのでしょうか。私が現在住んでいる古い木造アパートでは、この時期室内でも 10℃を下回ることがよくあり、その寒さは体だけでなく精神的な負担にもなり、体調の悪化につながる恐れがあります。そのため暖房の利用を控えるのは難しい状況ですので、毎年冬の生活は体にも心にも厳しいものです。

このように日々の生活だけで余裕はないので、知人からの食事会などはたいてい断っています。また、事情を知る友人には遠慮をして声をかけてもらえませんが、「あなたは払わなくていいよ」と言ってくれる人もいますが、毎回相手に負担をかけるので気が引けてしまい、こちらが遠慮することが続いて、以前からの友人とは疎遠になる一方です。また、冠婚葬祭があったとしても、香典やご祝儀、その場に適した衣服などをまかなえないので、参加することはできません。現在の私はごくふつうと思われる人付き合いができません。

このように私は節約することに日々の労力と時間の多くを費やさざるを得ず、また人との関係も削ってやりくりしていますが、それでも「今月は何とかあったが、来月は大丈夫だろうか。」と不安に陥っています。気持ちに余裕がないので、将来のこと、病気が回復した後のことなども考えることができません。

そんな中、三度に渡る生活費の引下げが始まりました。その理由を「一般低所得者世帯との均衡や物価の下落を鑑みて、生活保護基準を適正化するため」と厚生労働省は言っています。このような生活実態からさらに引き下げて適正になる生活とはいったいどんなもののでしょうか。そして生活保護基準はこの国の生活の最低水準でもあります。この国の人間の生活とはどれだけ貧しいものなのでしょうか。

さらに、今度は今年の 7 月から住宅費も引き下げられることが発表されました。私が住んでいる地域で単身者の基準額は現在 47,700 円です。今回は約 5,000 円の減額で、引き下げ後は 43,000 円になります。生活保護の住宅費の基準は上限額ですので、43,000 円以下の

住宅でなければ住んではいけないということになります。

現在の基準額でも見つけれられる物件は少なく、それもほとんどが交通の便の悪い地域にあたり、とても古い木造アパートで設備なども古く、防寒や防犯の点でも問題のあるような物件ばかりでした。引き下げ後にいったいどんな部屋が見つかるというのでしょうか。

車やバイクの所持が認められない生活保護では、もし私が駅までバスに乗る必要のある地域に引っ越した場合、出費が増えることから、外出を控えなければならない時もあるでしょう。家の徒歩圏内にお店、それもコンビニなどではなく、安いスーパーなどがない場合、体調の悪いときは金銭的な理由から身動きがとれず、部屋で孤立してしまいます。このような外出をしづらい環境に住むことは、私の場合うつ病を悪化させるおそれが大きくなることを意味します。

現在住んでいるアパートは 44,000 円ですが、築 30 年を超えた木造アパートで、壁がとても薄く、夜中にとりの家の携帯のマナーモードの音が聞こえた時はぞっとしました。それでも私は今いるところから離れたくありません。なぜかという、生活に便利でありながらも静かな地域であり、部屋は日当たりがよく、圧迫感を感じない十分な広さがあり、また地元の人たちと築いてきた人間関係もあるからです。

基準が下がったからといって、大家さんに家賃を値下げしてもらうことはまず難しいでしょうし、たとえ引越しをしないで済んだとしても、基準額を超える差額分を生活費から補填することは、すでに何度も引き下げられている生活費から、さらに出費が増加するということであり、生活自体が成り立たなくなるおそれもあります。

このように、財政負担などを理由とした最近の相次ぐ生活保護の引き下げによって、セーフティーネットである生活保護制度を利用しながら健康を害して、最悪は死んでしまうということも、これから本当にあるのでは、と危惧しています。これはおおげさな話ではなく、私の目の前にある実態です。人が亡くなってからでは遅すぎます。この理不尽な引き下げの流れを、なんとかここで食い止めたいです。私は贅沢な生活がしたいと訴えているわけではありません。健康と、ごくふつうの人としての尊厳を保つことのできる生活をおくりたいのです。

以上